

## 第2回古平町議会定例会 第1号

平成28年6月21日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第35号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 5 議案第36号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第37号 古平町税条例等の一部を改正する条例案
- 7 議案第38号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第39号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第40号 古平町立診療所海のまちクリニック備品の取得について
- 10 議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について
- 11 議案第42号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 12 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 13 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 14 同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について
- 15 発議第1号 議会広報検討特別委員会の設置に関する決議案
- 16 一般質問
- 17 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 18 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 19 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会運営委員会）
- 20 議員の派遣について

### ○追加議事日程

- 1 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会広報検討特別委員会）

### ○出席議員（10名）

議長10番 逢見輝統君

1番 木村輔宏君

2番 堀 清 君  
4番 岩 間 修 身 君  
6番 池 田 範 彦 君  
8番 高 野 俊 和 君

3番 真 貝 政 昭 君  
5番 寶 福 勝 哉 君  
7番 山 口 明 生 君  
9番 工 藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本 間	順 司	君
副 町	長	田 口	博 久	君
教 育	長	成 田	昭 彦	君
総 務 課	長	藤 田	克 禎	君
企 画 課	長	細 川	正 喜	君
財 政 課	長	三 浦	史 洋	君
民 生 課	長	五 十 嵐	満 美	君
保 健 福 祉 課	長	佐 藤	昌 紀	君
産 業 課	長	宮 田	誠 市	君
建 設 水 道 課	長	高 野	龍 治	君
会 計 管 理 者		白 岩	豊 子	君
教 育 次 長		和 泉	康 将	君
産 業 課 長 補 佐		井 本	将 貴	君
総 務 係 長		松 尾	貴 光	君
財 政 係 長		田 名 部	信 行	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間	克 昭	君
議事係長兼総務係長	福 嶋	祐 太	君

開会 午前 9時56分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成28年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番、山口議員及び8番、高野議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る6月17日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る6月17日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月21日から22日までの2日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、議会広報紙の発行に向けた調査検討のため議会広報検討特別委員会を設置することといたします。委員については、古平町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長が指名し、会議に諮ることとして取り進めます。

続いて、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回まで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月21日から6月22日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月21日から明日6月22日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成27年度5月分、平成28年度5月分の例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成28年第2回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきましてまことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、さきに配付しております別冊議案にありますとおり、補正予算案が2件、条例案件が3件、備品の購入契約が1件、規約の変更が3件、他に報告1件と人事案件が1件の計11件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上ご決定、ご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告を申し述べさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りをお願いします。

去る4月16日の未明に発生した地震を本震とする熊本地震は、たび重なる余震を伴って阿蘇・熊本地帯に甚大な被害を及ぼし、とうとい多くの人命や財産を奪ったほか、大切な歴史や文化をも打ち消そうとしており、今なおいつ果てるとも知れない余震に脅かされているのであります。

くしくも、東日本大震災から丸5年が経過したやさきの地震災害に、国民の多くは改めて地震王国を認識させられたものと推測しており、犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

また、被災者の救済と被災地の復興支援に当たられている関係者の皆様方には深く敬意を表する

ところで、報道でしか知り得ないのでありますが、被災地では長期間にわたる余震で復興がはかどらず、いまだに多くの方々が不自由な生活を強いられ、不安な日々を過ごされているのであります。

そのような中、傷を負ったものの巨大地震に耐え抜いた国宝・熊本城は県民の誇りであり、まさしく日本の宝でありますので、ぜひとも修復していただきたいものと思っております。

それでは、初めに総務関係から申し上げます。ただいま申し上げました熊本地震への対応についてであります。去る5月19日の臨時議会で補正議決をいただきました義援金110万円につきましては、日本赤十字社及びB&G財団を通じ、被災地に送金をいたしたところであります。

次に、来る7月10日が投開票日の参議院議員通常選挙は明22日に公示されますが、既に周知のとおり今回の参議院選挙から18歳有権者の投票が認められることとなり、去る19日の午前零時に改正公職選挙法が施行されました。また、選挙の投票率は年齢が下がるにつれて低下する傾向にあるため、有権者が投票しやすい方法として期日前投票制度が設けられておりますが、近年この制度の利用者数は増加傾向にあり、当町の選挙管理委員会においてもこの制度の利用を促してまいりたいと考えております。さらに、北海道選挙管理委員会では、高校での選挙啓発活動として高校生出前講座や模擬選挙、また総務省ではインターネット選挙運動の解禁等、若者受けするさまざまな手法で投票率の向上を図っているところであります。

次に、明和地区住民集会所建設に係る設計業務は、去る4月27日執行の入札で日本都市設計株式会社が税込み309万円で落札し、去る6月10日にはサンプル図面を関係町内会長に検討していただき、間取りにつきましてはほぼ決定したところであります。集会所は地域住民の親睦と交流の場として、諸会合や談話、レクリエーション、さらには災害時の避難所として重要な役割を担っております。また、町民相互の連帯を深めて明るいまちづくりを推進し、幼児から青少年、婦人、壮年、高齢者まであらゆる年齢階層の生涯にわたる人づくりの上にも大きな役割を果たすものであります。今後においても幾度か関係町内会長と協議を重ね、可能な限り地域住民の意見を取り入れながらよりよい集会所となるよう、設計業務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、企画関係について申し上げます。国の平成27年度補正予算に伴う全額補助事業ということで、さきの第1回定例会で予算議決をいただきました古平小学校放射線防護対策事業につきましては、去る5月16日に実施設計業務の入札を執行しましたが、株式会社サン設計事務所が税込み1,004万4,000円で落札し、工期を8月31日までとしたところであります。本対策事業は、泊原子力発電所からの放射能漏れなどの際、早期の避難が困難である要配慮者等が一時避難する古平小学校の体育館を陽圧化等するものであります。今後は小学校内部に非汚染空気を送り込むためのフィルター棟の建設、あるいは停電時でも使用可能とするための非常用電源設備の設置など、来年3月末の完成を目途に実施する予定となっております。本対策後は町民の原子力災害に対する意識の啓発、さらには訓練等でも積極的に活用してまいり所存であります。

次に、本町の主幹産業である水産加工業の支援を目的に始めたふるさと納税（寄附金）であります。昨年8月から贈呈品数の大幅拡充と寄附者の利便性など手続内容の見直しを図ったところ、予想をはるかに超える寄附の申し込みがあり、平成27年度全体の寄附件数で2万5,852件、金額にし

て3億6,080万円で対前年比850%の大幅な増となりました。また、贈呈品の委託料につきましても3度の追加補正をお願いしたところでありますが、最終的には約2億4,600万円に達し、その額が町内経済を循環したと考えるならば町としても大変喜ばしいことであり、多少なりとも当初の目的である水産加工業の支援を果たせたのではないかと考えているところでもあります。

一方、平成28年度の4、5月の寄附実績は、件数で976件、金額では1,269万円で対前年比400%と好調な滑り出しとなっております。ただ、5月下旬から贈呈品委託事業所が1社ふえて8社となったところではありますが、これまでと同じような内容では他市町村も特産品の充実を図っていることや寄附者の飽き、さらには新たに取り組みを始める自治体の出現などから、昨年並みの水準を確保することはかなり厳しいと考えているところであり、今後は寄附が増加すると予想される10月から年末に向けて、インターネットでの贈呈品の新たなPRや委託事業所と連携を密にしながら新贈呈品の開発、さらには安定的に贈呈品を供給できる体制づくりなどを進め、新規寄附者の獲得やリピーターの確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、税財関関係について申し上げます。去る5月31日をもって出納整理期間が終了しましたが、次の表のとおり平成27年度の各会計決算が確定いたしましたので、報告いたします。

一般会計の歳入歳出差引額が1億6,200万円の黒字となった要因を最終予算(翌27年度に繰り越した3億6,900万円を除く)と比較した場合であります。歳入では対予算比1,500万円の増収となり、うち地方交付税が2,900万円の増、地方債では1,400万円の減でありました。また、歳出では予算不用額が1億4,700万円で、うち総務費2,500万円、民生費3,300万円、衛生費2,200万円、商工費1,400万円、土木費1,600万円、職員給与費1,000万円などとなっております。

次に、平成28年度の賦課状況につきましてご報告を申し上げますが、個人町民税の納税通知書につきましては、特別徴収分を5月16日に、普通徴収分を同じく5月16日にそれぞれ発布したところであり、その調定内容は次のとおりであります。

本年度の個人町民税は、当初調定額で対前年度比230万4,000円増、率にして3.1%の増加となっております。また、固定資産税につきましては、土地の地目変更による増加があったものの、家屋は新、増築それぞれ2棟ずつありましたが、滅失が15棟あって減少しており、償却資産も廃業によって減少したものであります。なお、都市計画税につきましては、評価がえの第2年度目で変動が少なかったのであります。また、軽自動車税につきましては、2輪車の税率アップと軽4輪車等の13年経過による重課によって増加しております。

続きまして、民生関係について申し上げます。今年度の新しい施策として子育て世帯を応援するため、保育料の軽減や3歳未満のお子さんを持つ家庭に紙おむつ代とごみ袋の支給、さらには第3子以降の出産祝金贈呈などの事業を実施しておりますが、保育料につきましてはさきの臨時会でご承認いただきましたとおり、4月の保育料から所得には関係なく、第2子半額、第3子以降は無料としており、保護者にも好評をいただいていると伺っております。また、紙おむつ代とごみ袋につきましては、対象者全ての申請受け付けを終えて1回目の支給を完了したところであり、出産祝金につきましては8月に対象児が生まれるとのことであり、第1号の支給が予定されております。

次に、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をサブタイトルとした社会を明

るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、毎年7月の1カ月間を強調月間としてさまざまな運動が展開されております。北後志5カ町村と余市地区保護司会などの更生保護にかかわる関係団体で構成する北後志推進委員会においても、来る7月8日に5カ町村訪問車両パレード、7月28日には北後志住民集会の開催を予定しているところであります。また、当町のみ住民集会につきましては7月22日を予定しており、当町の小中学生から募集した標語作文の優秀作品を表彰することとしております。

次に、国民健康保険税の賦課限度額等の改正についてであります。今回の改正は昨年を引き続き中低所得者層の負担に考慮した地方税法施行令の改正に伴うもので、高所得者にさらなる負担を求めることで中間所得層に配慮した保険税設定が可能となったもので、去る6月7日に古平町国民健康保険税審議会に諮問したところであります。賦課限度額の医療分につきましては52万円から54万円に、後期高齢者支援金分を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるほか、2割、5割の軽減対象者を拡充するもので、諮問どおりの答申をいただいております。なお、詳細につきましては上程の際にご説明申し上げますので、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

次に、来る7月6日からミックスペーパーの収集を予定しておりますが、ごみの減量化や資源の再利用を目的としたもので、町民の皆様のさらなるリサイクル意識の向上を図るべく、燃やせるごみの中からミックスペーパーを分別して再資源化することにより廃棄物処理広域連合への負担金の削減にもつながるものと期待しているところであります。また、チラシ等の配布のみでは不十分であることから、各集会所等においても説明会を実施したところ、全体で207名ほどの参加者があり、今後収集開始までの間にチラシの配布及び防災無線でさらなる周知を図ってまいります。

なお、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。平成27年度のごみ焼却施設の運転状況と北後志リサイクルセンターの受け入れ状況がまとめられ、ごみ焼却施設における6市町村の受け入れ総量4万845トンのうち、古平分は全体量の1.80%、735トンの搬入で、前年比4.6%の減となっております。また、北後志リサイクルセンターの資源物の受け入れ量総量1,323トンのうち、古平分は113トンで前年比2.7%の減となっております。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。まず、高齢者見守り体制の強化についてであります。平成8年度からひとり暮らし高齢者が安心して生活を送ることができるよう支援している緊急通報業務につきましては、孤独死問題がテレビや新聞報道等で頻繁に取り沙汰されている中で、少しでも早く察知できるシステムとして最近注目を集めている見守りセンサーを追加することとしたところであり、本年4月から準備を進めて見守りセンサーや職員駆けつけに対応できる新たな業者と契約を締結しております。去る5月25日までに継続利用者宅40軒へ機器の入れかえ等を終えて新たな業務を開始しているところであり、今後も町内回覧等を通じて住民周知を図り、新たな設置希望があれば対処してまいりたいと考えております。なお、旧機器の撤去に際し利用者の責めに帰すべきでない判断した損傷機器にかかわる修繕料につきましては、補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地域医療の推進についてであります。本町にとって欠かすことのできない地域医療の確

保につきましては、経営法人の誘致に困難をきわめながらも、昨年の第4回定例会において指定管理者のご決定をいただき、本年1月早々から開設準備を行ってきたところであります。小樽掖済会病院附属古平診療所が閉院となった3月18日以降、町民の皆様には何かとご心配やご不便をおかけいたしました。去る5月9日より外来診療を開始して1カ月余りが経過しております。診療開始から5月末までの診療状況であります。診療日数17日間（全日14プラス半日6日）の受診者総数は542名となり、1日平均約32名の方が受診されている状況にあります。なお、総受診者のうち22名につきましては、船員法に基づく船員の雇入れ時や町内企業2社の健診受診者であり、6月13日から町内企業1社の従業員、6月23日からは役場職員の健診を予定しているところであります。また、診療所においては、医業のほか町内企業3社に対し産業医としての企業訪問活動を実施しているほか、6月7日に小学校、6月9日には中学校の健診を行っております。

町民皆様にあつては、入院診療の早期開始を待ち望んでいるものと推察するところでありますが、安全、安心な医療体制を構築するべく、必要な看護スタッフの確保に努力している最中でありますので、何とぞ事情をご理解賜りますようお願いを申し上げます。なお、本診療所施設及び設備につきましては、整備から13年がたつて経年劣化しているため、休診期間中に診療開始に必要な最低限の改修作業等を行ったところでありますが、診療開始直後においてエックス線CT装置等の故障が発覚し、第1回臨時会において機器更新等の補正議決をいただいたところであり、今定例会にこれが財産取得にかかわる議案と、ボイラー関係設備の修繕等に係る経費、さらには低所得者が安心して診療を受けられる制度に係る経費の補正につきましても提案しておりますので、上程の際にはよろしくをお願いを申し上げます。

次に、後志地域において安全に出産ができ、安心して子育てができる医療環境づくりを目的に、小樽協会病院に設置されている地域周産期母子医療センターであります。既に新聞報道等でご承知のとおり、昨年7月以降の分娩ができなくなっている問題に関し、この間小樽、北後志6市町村を初め後志全町村が一丸となって北海道に対する要請など、医師確保対策に取り組んでいるところであります。しかし、いまだ再開のめどが立っていない状況の中で、北後志地域が一体となって小樽協会病院をバックアップする体制の充実を図るべく、去る6月6日、北海道や6市町村、医療関係団体で構成する北後志周産期医療協議会を発足したところであり、早期の分娩再開を北後志地域における周産期医療体制の安定的維持に関し協議していくこととなりましたので、構成員の一員としてより積極的にかかわってまいりたいと考えております。

次に、5月15日、16日の2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した春の住民健康診査に係る結果につきましては、別表に取りまとめておりますように受診者数は昨年同時期と比し4名多い133名の方々が受診されておりますが、基本、特定健診の結果では異常なしの比率が2.3%と相変わらず低い状態でありますので、ぜひとも指導や精密検査を受けられるようお願いしたいと思っております。また、特定健診の結果につきましては、受診者85名のうち男女合わせてメタボ該当者が22名、予備群が9名の合計31名で、うち特定保健指導対象者は積極的支援が2名、動機づけ支援が2名となっており、それ以外の方は現在治療中などで特定保健指導の対象外となっているものであります。この結果、古平町のメタボの状況としましては、該当者については男性、女性ともに全国水

準を上回っており、予備群にあつては昨年同様、男女ともに全国水準を下回っているのです。なお、事後指導につきましては医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を明後日23日と24日の2日間で実施する予定となっております。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農業関係であります。今春は雪解けが早かった割には低温や雨の日が続いたため作物の生育状況が心配されましたが、現在のところは例年並みであります。水稻の作付につきましては、5月21日に田植えが始まって6月7日に終わったところであり、本町の特産品でありますハウスイチゴの収穫につきましても、特に天候の影響もなく順調に出荷されております。また、国が行っている経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定化に向け、とりわけ本町につきましては米について需要に応じた生産の促進と水田農家の全体としての所得の向上によって農業経営の安定を図るため、平成26年産米から米の直接支払交付金が10アール当たり7,500円に半減されましたが、平成28年産米につきましても平成29年産米までの時限措置として、これが継続されているところであります。ちなみに、平成27年の古平町に対する米の直接支払交付金は、米生産農家全9戸から交付申請があり、その総額は102万5,250円となっており、さらには水田のフル活用を推進し、食料自給率、自給力の向上を図ることを目的とした飼料米等の作付に対する直接支払交付金につきましては、1戸で294万9,135円でありました。

政府与党は、さきの通常国会で環太平洋連携協定（TPP）の承認と関連法案の成立を目指しましたものの、TPP特別委員会の西川委員長が出版を計画したTPP交渉の内幕本をめぐる混乱や重要5農産物の関税についての政府答弁が中断するなどして審議がおくれ、秋の臨時国会での仕切り直しとなったことから、引き続き今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

また、年々ふえ続けているエゾシカなどの有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、3月5日に古平川流域において古平町鳥獣被害対策実施隊員によるエゾシカの一斉駆除を実施し、2頭を捕獲したところであります。今年度も引き続きまして、捕獲や駆除を北海道猟友会余市支部古平分区の協力をいただきながら実施するとともに、狩猟免許取得助成事業を通じて、高齢化のため減少傾向にあるハンターの確保に努めてまいります。

次に、林業関係であります。山林などで起きる林野火災の発生は雪解け後の4月、5月に集中していることから、去る4月15日に古平町林野火災予消防対策協議会を開催し、林野火災の発生状況や予防策を確認するとともに、4月21日から5月31日までを強調期間として林野火災の予防に努めたところであります。残念ながらボヤが1件発生しております。なお、今年度の事業であります森林環境保全事業（歌棄地区の植林事業）につきましては、7月の入札執行を予定しております。

次に、水産関係であります。東しゃこたん漁業協同組合古平地区の平成27年度の水揚げであります。数量では対前年度比395トン増の3,186トン、金額では約1億300万円増の12億5,300万円となり、要因としてはホッケの魚価高とタラの豊漁やスケトウ漁の回復がプラス要因となり、マイナス要因としてはタコの魚価安やエビの不振が大きく響いております。

また、東しゃこたん漁業協同組合古平地区浅海漁業部会が主体となって例年実施しておりますウニ種苗放流事業につきましては、知内産エゾバフンウニの人工種苗15万粒を中間育成するため、去る5月19日に古平漁港内の静穏域に設置した育成かごに収容したところであり、今後種苗の状態や

水温を監視しながら7月上旬をめどに放流するとのことであります。さらに、同組合では6月15日に羽幌町から搬入されたニシン稚魚4万9,000匹を古平漁港から放流しており、今後の来遊を期待しているところであります。

次に、国直轄事業であります今後10年間の古平漁港の整備であります。国から6月2日付で農林水産大臣が定める今後10年間の特定漁港漁場整備事業計画案についての協議を受け、町として同計画案に同意したことから、当該計画の早期決定による関連整備事業のスタートを心待ちにしているところであります。

また、道の日本海漁業振興緊急対策事業の一環として、昨年11月から実施しておりますウニ海中養殖事業であります。去る5月17日に実入りが改善したウニを後志総合振興局を通じて、ニセコのリゾートホテルの料理長に試食を依頼したところ、料理長の評価としては餌に乾燥昆布を与えて育てたウニは苦味が強く商品としては難しいものの、生昆布を与えて育てたウニはほぼ天然物と同じレベルであり、十分お客様にも提供できる範囲のものとお墨つきをいただいたことから、販路の確保など今年度以降の事業展開の参考としてまいりたいと考えております。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の平成27年度の利用者数につきましては、対前年比1.0%減の6万2,002人とほぼ横ばいで推移しているところであります。本町にとっては数少ない観光施設の一つでもあることから、今年度においても閑散期の割引回数券の発行やしゃこたん半島広域湯めぐりスタンプラリーに協賛するなど、広域的な集客体制の構築を進めてまいります。なお、ことしで5回目を迎えるふるびら温泉しおかぜ夏祭りにつきましては、来る8月6日土曜日に開設5年を記念したもちまきを実施する予定と伺っており、指定管理者ともさらなる創意工夫を重ねながら集客に努めてまいり所存であります。

また、家族旅行村とあいらんど広場パークゴルフ場につきましては、両施設とも昨年より2日早い4月29日にオープンし、家族旅行村の利用状況は前年並みで推移しているものの、パークゴルフ場は前年同時期を下回っている状況であります。公認コース更新に伴う現地調査が去る5月26日に行われており、審査の結果、合格の判定をいただき、平成32年度までの5年間の公認が認定されたところであります。

他方、5月31日には古平町観光協会の通常総会が開催され、平成28年度の新規事業であります新・ご当地グルメの開発について協議したところであります。去る5月16日に広く町民の皆様方を対象に開催したキックオフミーティングの場でもご説明したとおり、古平町の観光の目玉となるご当地グルメ、古平町でしか食べることができない料理を開発し、観光客の集客を図る事業であります。また、この事業の先には町内飲食店の売り上げ増加への期待はもちろんのこと、地産地消の推進と魚のブランド化による魚価の上昇により、魚価経営の安定に資するとともに1次産業の従事者の所得の向上が見込まれるものと期待をいたしております。

去る6月12日、ことし第1回目の東しゃこたん漁協祭が開催されましたが、互いに連携し合い、より多くの協賛参加出店をいただきながら集客の拡大を目指すべく今年度も10月までの計4回の開催を計画しているところであります。ちなみに、先般の来場者数は昨年の1回目と比較して15.4%増の約3,000人ほどの集客を見たところであります。この要因としては天候に恵まれたことはもちろん、

6月8日にNHKの「おはよう北海道」で生放映されたテレビPRが効いていると考えられるほか、新鮮な魚介類の販売やその場で気軽に焼いて食べることができる等、これまでの実績が町内外の方々にも認知されてきた結果と思っております。なお、今回のイベントの目玉として行われたエビのざるすくいでは、大勢の来場者が列をなして人気を集め、ものの1時間余りで150キログラムのシマエビやボタンエビが完売となり、今後の開催にも期待をしているところであります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成28年度の国が行う公共工事の概要を申し上げますが、本町住民の日常生活圏域に係る主な事業の概要は次のとおりであります。①、国道5号倶知安余市道路（共和～余市）は、共和町から余市町を結ぶ一般国道の自動車専用道路で、去る5月29日に余市農道離着陸場にて着工式がとり行われ、余市町黒川1号橋下部ほか一連工事を株式会社福津組が1億2,204万円で受注し、工期は平成29年1月まで、また余市町登川大橋下部工事を株式会社草別組（岩内町）が1億6,308万円で受注し、工期は平成29年1月までとなっております。②、国道5号小樽市忍路トンネル工事は、平成29年2月までの工期で現在進捗率は82%となっておりますが、同トンネル工事に伴う坑口付近の中央改良工事（余市側改良）を株式会社佐々木組（岩内町）が8,996万4,000円で受注して、工期はことしの9月までとなっており、東改良工事（余市側改良）につきましては株式会社草別組（岩内町）が2億1,859万2,000円で受注し、工期は平成29年1月までであります。③、国道5号小樽市塩谷改良ほか一連工事（小樽市桃内側、塩谷側）を阿部建設株式会社（小樽市）が9,396万円で受注し、工期は平成28年11月であります。④、国道5号余市町栄町改良工事につきましては、今月の発注予定とのことであります。⑤、国道229号積丹町美国橋上部工事につきましては、ドービー建設工業株式会社（札幌市）が3億3,804万円で受注し、工期は平成29年3月までで、同下部工事は協成建設工業株式会社（岩内町）が1億4,061万6,000円で受注し、工期はことしの12月までとなっており、同関連の道路改良ほか一連工事は同じく協成建設工業株式会社が1億702万8,000円で受注し、工期はことしの11月となっております。

次に、北海道で行っている工事ではありますが、平成28年度の事業の概要は次のとおりであります。①、古平川流下阻害解消工事は、古平大橋上流部右岸の掘削工120メートル、築堤工120メートル、護岸工950平米を施工する見込みで、9月の発注予定となっております。なお、本年は予算の都合上、堆積土砂掘削の実施はないとのことではありますが、平成29年度においても予算要望をする旨の回答を得ているところであります。②、丸山川砂防工事は、昨年施工した下流において溪流保全工50メートルと落差工1基を施工する見込みであり、8月の発注予定とのことあります。上記以外の工事については、以下のとおりです。

次に、古平町が実施する工事ではありますが、既に発注済みの工事等に係る契約状況と進捗率及び今後発注予定の工事等につきましては次のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

続きまして、去る5月9日に後志総合開発期成会の総会が開催され、平成29年度に向けたさまざまな提言、要望がまとまったことを受け、これが道内要望を同24日に小樽、後志、26日には札幌方面を終えて、6月早々に上京し、中央要望を2日に北海道新幹線や高速道路及び一般国道などの期成会、協議会による要望活動とあわせ、逢見議長ともども要請活動を行ったところであり、例年ど

おり後志地域開発予算市町村要望事業を添付しておりますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

I S等のテロ行為が激しさを増す中、厳重な警戒網を張りめぐらせて伊勢・志摩サミットを無事乗り切った我が国であります。テロ行為は世界の各地でますます拡大の一途をたどっており、加えて難民の受け入れの是非やさまざまな経済問題を抱えながらEU離脱をめぐって揺れ動く英国、さらには11月の大統領選挙で民主、共和両党の候補者が決まり、互いに激しい批判合戦を繰り返している米国など、全く先の見えない混沌とした国際情勢であります。

第190通常国会は、参議院の改選期を控えて6月1日に会期最終日を迎え、延長なしで閉会したところではありますが、このところ我が国を含めて世界の経済情勢も大きなうねりの中で目まぐるしく変動し、来年4月からの消費税10%への引き上げも2年半先送りとなり、2度目の延長となったところでもあります。また、参議院選挙を控えた中で衆参同日選挙の憶測は与野党ともども疑心暗鬼が続き、消費税再延期という抱き合わせの大きな問題を抱えながら与党内や閣僚あるいは専門家の意見を聞き、会期末ぎりぎり安倍総理の腹が決まったものであります。同日選挙はなくなりましたが、あす公示される参議院選挙ではこれまでにない激しい選挙戦が予想されており、職員ともども気を引き締めて対処してまいる所存であり、本町での投票率は管内でも最低のレベルにありますことから、町民の皆様の積極的な投票はもちろんのこと、議員の皆様方にも特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。どうもありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し心より感謝申し上げます。

平成28年第2回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、3月15日に古平中学校の卒業証書を授与された3年生の公立高校の合格発表が16日にあり、17名の卒業生の進学先は次のとおり決定いたしました。

4月4日に中学校教頭を含め8名の転入教職員の辞令交付式を挙行し、4月6日に小中の入学式がとり行われ、新1年生は議員皆様初め多くのご来賓の方々、教職員に見守られる中、緊張した面持ちで入場し、新入生紹介では担任から名前を呼ばれて元気に返事をしておりました。小学校20名、中学校13名の新入生を迎え、古平小学校児童数103名、普通教室6学級、特別支援教室3学級、通級指導教室1学級の全10学級、古平中学校生徒数48名、普通教室3学級、特別支援教室1学級の全4学級で新年度を順調にスタートしました。教職員については、小中学校で各1名ずつ育児休業職員がおり、期限つき教員を配置して対応してまいります。

また、中学校へ初任者巡回指導教諭が加配措置され、小学校16名、中学校13名と学習面において理解が不十分な児童生徒の個別指導を目的に町独自で採用している特別支援教育支援員4名並びに英語指導助手で学校、学級運営に当たってまいります。

平成28年度の各学年の児童生徒数、担任については次のとおりであります。

本年度が10回目となる全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生を対象に、去る4月19日に全国一斉に国語、算数、数学の調査が行われ、本校でも中学生1名が病欠しましたが、29名の児童生徒が受験しました。

調査結果については、8月下旬に文部科学省から都道府県別に公表される予定であり、それを受けて道教委では14管内別に平均点や生活状況調査結果の公表を行うと伺っております。本町の小中学校においても調査の趣旨に鑑み、調査結果を積極的に学習指導や児童生徒の学習改善に資するよう努めてまいります。

中学校では、5月11日から3年生が修学旅行、2年生は宿泊研修、13日には1年生の見学旅行が行われ、各学年準備から当日の活動まで大きなトラブルなどなく元気に帰ってくることができました。特に修学旅行では新しい取り組みとして、岩手県盛岡市立繋中学校との交流を行い、1年生から3年生まで19名という小さな学校でしたが、踊りや太鼓の稽古など班に分かれての交流を通して学ぶことの多い取り組みが図られたと伺っております。また、青森駅までは北海道新幹線に乗り、生徒たちにはいい思い出となる修学旅行となりました。

5月28日に小学校の運動会、6月5日に中学校の体育大会が好天のもと、それぞれの会場で開催され、子供たちは多くの保護者や地域の方々の声援を受けながら、個人競技や団体競技に一生懸命取り組み、練習の成果を十二分に発揮することができました。議員の皆様にはお忙しい中をご来場、ご観覧いただき、子供たちに激励いただきありがとうございました。

学校給食での地場産物を取り入れた給食の提供は、児童生徒が地元の産業や流通に対する関心を深め、郷土を愛する心を育む教育効果が期待されることから、年々積極的な活用を図ってきており、平成27年度においては36食で古平産食材メニューを提供することができました。また、米飯給食では町内5件の農家より玄米を提供いただき、新おたる農協と玄米回収から精米納品まで管理委託し、古平産ななつぼしを使用しており、今年度においても継続してまいります。

平成28年度の学校給食運営協議会を去る6月7日に開催し、本年度も給食費は据え置きし、1食当たり小学校267円、中学校317円で実施してまいります。ちなみに、平成27年度の給食実施日数は小学校、中学校ともに197食で給食費の滞納はありませんでした。

次に、生涯学習、スポーツについてであります。青少年教育並びに高齢者教育の一環として取り入れている少年少女わんぱく王国とたけなわ学級には、平成28年度登録者わんぱく37名、たけなわ27名を迎え、4月29日に開講式を行い、その後1回目の事業である海洋クラブ主催のクリーンフェスティバル参加に始まり、今後それぞれ10回程度の事業を展開してまいります。ちなみに、町内のごみを拾うクリーンフェスティバルには160名の参加があり、740キログラムのごみを回収することができました。

本年度も集中した学習環境の提供と生涯学習の立場から学校支援を行うことにより、児童の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ることを目的に取り入れている放課後ふるびら塾を5月19日に開校し、初日は42名の児童の参加がありました。本年度は、退職校長2名の指導をいただきながら、毎週木曜日に運営してまいります。

昨年7月に青年層の交流を図るため、町内や近隣市町村におけるさまざまな業種の人材交流促進

と地域の活性化や地域課題の解決等に向けた活動を行い、地域社会に貢献することを目的に異業種交流会、通称ふるびら藍’ Sが町内に勤務する若者18名をもって結成されましたが、本年度の総会を5月26日に開催し、28年度事業として昨年度に引き続き古平 d e 異業種交流会（婚活事業）を行うことが活動計画に盛り込まれました。ちなみに、昨年度実施した婚活パーティーには町内外から男女各9名が参加し、1組のカップルが誕生したと伺っております。

6月1日に海洋センタープールがオープンし、当日無料開放しましたが、気温が低く肌寒い天候だったため、例年より少ない8名の町民の方々が利用していました。

B&G財団がさらに活力ある地域づくりの拠点を求めて100万円を上限に全国10海洋センターに一部修繕や器材購入等の支援によるコミュニティー機能付加改修支援金の募集があり申請していましたが、水中トレーニング器具等の購入補助の決定通知をいただき、今議会に補正計上しておりますので、よろしく願いいたします。それらの器具等を活用しながら、本年度においてもプールを使用した健康教室や水中ウォーキング、児童対象の水泳教室など新たな運動手段を取り入れ、新規利用者の拡大に努めてまいります。

なお、プールの開放期間は9月30日までを予定しております。

平成28年度の古平町体育連盟評議員会、文化団体連絡協議会の総会が開催され、議案どおり承認されました。なお、体育、文化連盟に加盟する団体、人数は次のとおりであります。

教育委員会の所管する全ての外郭団体が平成28年度の総会を終え、それぞれの団体で活動が展開されてまいります。教育委員会といたしましても、教育委員会制度の見直し改正が行われてから1年が経過し、昨年度の事務管理及び執行状況について点検評価を行い、町民への説明責任を果たしていくためにも、昨年度以上に学校教育、文化・スポーツ活動の充実に努めてまいりますので、議員皆様のお力添えを賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 以上で行政報告を終わります。

ここで5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第35号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、議案第35号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第35号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

歳出につきましては、項目13件、29節、細節ですね、歳入につきましては7つの細節について載せてございます。大きなものとしましては、歳出の臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金というものが大きなもので構成されてございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,692万4,000円を追加しまして、総額を39億2,734万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分や金額につきましては、第1表、2ページから3ページにございます歳入歳出予算補正のほうに載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。2款1項3目財産管理費、既定の予算に551万円を追加しまして、1,098万5,000円とするものでございます。13節で固定資産台帳及び地方公会計制度導入業務委託料を新しく設けてございます。これにつきましては、国のほうから地方の公会計制度の部分について新しいものがございます。これまで平成19年10月に総務省から通知されている公会計の整備推進についてに基づきまして、本町のほうでも平成21年度に公会計システムの導入をしてございます。これによりまして、町の貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書というようなものの表も整備してございます。国のほうで平成27年1月に、去年ですね、統一的な基準による地方公会計のマニュアルが出版されてございます。これに基づきまして、少し直していかなければならない部分もございますので、今回この予算を計上いたしまして、整備をしていきたいと思っております。

続きまして、5目財産管理費、既定の予算に80万7,000円を追加しまして、3,055万円とするものでございます。14節、自動車借り上げ料を新しく設けさせてもらっております。町の公用車、ステーションですが、これが壊れてございます。先月の26日に具体的には変な音がしてブレーキングのぶれがあったと。高速を走行中にそういうのがございましたので、点検しましたところ、ベアリングの消耗だとかがあると。そして、車検、次は通らないだろうということでの業者さんの見立てでしたので、この際新しく入れかえようというものでございます。新しいものとしましては、トヨタのクラウンを5年リースで借り入れしたいと思っております。ちなみに、本体価格454万円のものでございますが、5年リースで考えていまして、月額8万9,568円ということで今後9カ月分の予算計上でございます。

続きまして、7目電算管理費、既定の予算に779万2,000円を追加して、6,127万8,000円とするものでございます。13節と18節、これ同じ種類のものでございます。インターネットの接続用の機器設定業務委託料、そして備品のほうは接続用の機器の購入費でございます。自治体の情報セキュリティ対策を強化するというので、全国的にそうなっておりますが、本町におきましてもL G W A N接続系とインターネット接続系の分割をすると、この経費がそれぞれかかるものでございます。備品につきましては、サーバー1台、そしてソフト40ライセンスで563万8,000円でございます。それを導入する電算屋さんへの委託料が203万円でございます。19節、社会保障・税番号制度中間サーバー負担金12万4,000円ですが、これは中間サーバーの調整する経費が今回追加するものでございます。全国の自治体、都道府県、市町村全てが負担するものでございます。

続きまして、4項2目参議院議員選挙費、既定の予算に3万円を追加して、268万2,000円とする

ものでございます。報酬、期日前の管理者、立会人の報酬でございますが、1日分ふやすものでございます。これは、参議院の場合は投票日の17日前までに公示することになっております。ということで、16日分の経費を当初予算で見えておりましたが、17日前より国のほうの公示が1日早まっておりますので、1日分の追加です。管理者1名、立会人2名の分でございます。

ページめくっていただきます。3款1項2目地域福祉センター費、既定の予算に238万4,000円を追加して、1,402万5,000円とするものです。備品購入費を新しく設けさせていただきます。温冷配膳車の購入費です。福祉センターでデイサービスやっております。昼食、食事を提供しておると。福祉センターでつくっておりますが、今回海の町クリニックのほうの給食、その食事をつくるところで一括してつくろうという考えでございます。効率的にやろうという考えでございます。診療所から福祉センターに運ぶ配膳車を1台購入すると。お皿、トレーを60枚購入するという考えでございます。

続いて、3目元気プラザ管理費、既定の予算に78万2,000円を追加して、1,082万5,000円とするものです。需用費、修繕料です。元気プラザのボイラー室にあります給湯タンクとポンプの水漏れがありました。この修繕料が膨張タンクの方が48万円ほど、また循環ポンプが14万円ほど見積もりがありましたので、のせるものです。13節です。自動制御設備保守点検業務委託料、新しく15万5,000円設けております。当初予算に計上するのを忘れておりました。点検を隔年、2年に1度するということになってございますので、具体的な床暖房の制御など7つの機器についての保守点検でございます。

続いて、5目老人福祉費、既定の予算に9万3,000円を追加して、1,881万8,000円とするものでございます。需用費で修繕料、前の緊急通報装置の修繕料でございます。

続きまして、13目と14目を新しく設けております。13目臨時福祉給付金費720万3,000円の追加でございます。これにつきましては、簡素な給付措置ということで平成26年から予算を持ってございます。第1回目は1年半分を給付したと、1人1万円。そして、第2回目が1年間分を支給してございます。そして、今回が半年分の支給ということで、対象年月が平成28年10月からの半年、来年3月までの見合う分、1人3,000円ということで見てございます。まずは、賃金の部分で臨時職員の賃金1人分、7カ月分を見ております。そして、需用費は消耗品を30万円計上してございます。そして、対象者に対する郵便料や口座振替手数料を持ってございます。給付金のシステムのほうの改修も必要ですので、ここに見てございます。そして、コピー機の賃借料もそれぞれの集会所にて受け付けをすることもございますので、その部分のコピー機賃借料も見てございます。最後に19節で1人3,000円、1,500人分を計上します。450万円ということでございます。対象になる方は、28年度の住民税非課税の方、年齢要件はございません。

続いて、14目の障害・遺族年金受給者向けの給付金費935万8,000円を計上してございます。これにつきましては、ことし3月の定例会におきまして年金生活者の支援臨時福祉給付金ということで二千数百万円ほど見てございます。3月にやった部分が65歳以上の高齢者向けの給付金でございます。今回計上する900万円につきましては、障害年金、遺族年金の受給者向けの給付金ということで整理してください。需用費、消耗品費10万円、またシステムの改修23万2,000円。

13と14目のシステム、一緒に発注しまして、それぞれ案分しています。13目、14目が8対2の割合で案分させていただいております。また、コピー機の賃借料もその案分でやっております。19節で900万円、300人分、3万円ということで900万円を計上しております。

続きまして、10ページ、11ページ、4款1項5目医療対策費、既定の予算に69万円を追加して、1億8,564万2,000円とするものでございます。節を新しく設けております。11、12、20。まず、修繕料、海のまちクリニックに関する部分でございます。給湯循環ポンプの交換、この給湯のポンプ2つありますが、1基破損して漏水しておりますので、今回交換するというものです。12節は、燃料用地下タンクの漏えい検査料ということで、3年に1回必要ということでございます。前は、ちなみに25年6月に実施してございます。20節は、利用料減免事業扶助費ということで町長の行政報告にもございましたように掖済会さんで実施してきた生活困難者に対する診療費の減免という、その制度を町も引き継ごうということで計上したものでございます。金額は、過去9カ年度の平均をとった金額を載せております。

続いて、7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に94万9,000円を追加して、2億9,255万4,000円とするものです。13節、ふるさと納税のシステム導入委託料です。新しく設けました。これにつきましては、これまでも去年、おとしとシステムを導入し、改修しということをしてございます。ワンストップ特例申請ということで、寄附なされた方の部分で確定申告をしないでワンストップ特例申請というものを市町村に出して、そこで所得税ではなく住民税だけで納税額を安くするという申請が昨年というかことしの1月ですね、7,000件ほど来ております。それで、随分と作業大変でございましたので、それをさばけるシステムを今回導入したいということでございます。新たなものとしては、QRコードというのですか、知っている方は……私は知らなかったのだけれど、バーコードみたいなQRコードをつけると。それを読み取るということで効率的にやろうと考えております。下の備品購入費でスキャナー1台分、3万1,000円を追加しております。

続いて、8款5項1目住宅管理費、既定の予算に32万2,000円を追加して、1,902万5,000円とするものです。23節、新しく設けました。公営住宅使用料の過誤納付金の還付金です。昨年度、27年度の住宅使用料で7名の方に過誤納がございましたので、その部分を年度として28年度にお返しするというものでございます。

続きまして、10款6項2目海洋センター費、既定の予算に100万4,000円を追加して、2,244万9,000円とするものでございます。備品購入でコミュニティー事業備品購入費、教育長の報告にもございましたようにB&G財団のほうで助成金がつくというものでございます。プールにシャークバイク、負荷のかかった自転車ですね、その費用が63万円ほど、また全自動血圧計31万円、あとプールでウォーキングするようなポールですね、ストックですね、その購入だとかに総額100万4,000円でございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。4ページ、5ページをお開きください。13款2項2目民生費補助金、既定の予算に1,656万1,000円を追加して、2,354万1,000円とするものでございます。先ほど歳出の説明しました給付金の関係で全額国庫のほうから、国のほうから来るものをここに載せ

てございます。説明では事業費、かかる実際の給付金費と事務費の部分ということで2段構えで分けて書いてございます。

続きまして、14款3項1目総務費委託金、既定の予算に3万円を追加して、1,054万7,000円とするものでございます。参議院議員の委託金でございますが、歳出の報酬の分、これに見合う金額を載せてございます。

19款4項2目雑入、既定の予算に2,033万3,000円を追加して、4,843万1,000円とするものでございます。B&G財団の補助金が100万円、その他収入は財源調整のために1,933万3,000円を計上しました。

一応提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 11ページの海のまちクリニックに関連して、20節の扶助費の利用料減免事業扶助費の件です。それで、伺いたいのは、掖済会で実施していたときの利用者の実態ですね、どの程度の件数というか延べ人数というか、そういうのを把握していたら説明お願いしたいのと、それから社団法人が実施した場合、現年の財源ですけれども、国からの助成という、そういう制度だったのでしょうか。それと、それを受け継ぐということなのですけれども、全て一般財源で見えておりますけれども、道なり国の補助なりの道があるのかなというふうに思うのですが。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、第1点目の利用者の実績の関係ですけれども、過去5年間でいきますと、平成28年度で医療費の自己負担分全額免除の方が10名、それから半額免除の方が1名の合計11名、実人数です。それから、同じように24年度が15名、2名の17名、それから25年度が13名、2名で15名、それから26年度が10名、2名の12名、27年度が8名、1名の合計9名となっております。平均的には、おおよそ全額免除の方が10名から11名、それから半額免除の方が1名から2名という状況できております。

それから、2点目の件ですが、これは法人格を得るときに、その法人として課せられるものとして社会福祉事業1種とか2種とかいろいろな法人格を得るためにその法人としていろいろな社会活動をしなさいという事業があります。その中の第2種福祉事業の中にこのメニューがありまして、それを使って掖済会としてやっておりました。これは、あくまでも法人格を得るため、それから以後もそういう事業をやっていくというための自主的なものです。あくまでも病院が自主的に行っていた事業です。

3点目、これを引き継いで町がやるということは、あくまでも町民サービスとして行うということになりますので、財源というものは無いと思っております。

○3番（真貝政昭君） 法人化するに当たっての義務的な事業だったということなのですけれども、今後の過疎地域の医療を考えると大事な事業だと思うので、それと町立になりましたので、ぜひともここら辺は力を入れて宣伝なり多くの患者さんを受け入れる要素の一つになりますので、大きく宣伝する必要があると思います。

それと、伺いますけれども、社団法人の医療機関ですと、こういう事業をやっているところは労働者に対して夜間診療というのが一つの事業としてやられていますけれども、当町の場合は実際に

働いている労働者というのはたくさんいらっしゃいますので、そういう人たちに対する夜間診療のサービスというのは要素の一つになるのではないかと思います。その点では、今後の方策として加味できるのではないかと思いますので、どうなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の件につきましては、まず診療所受付の横の壁にこの病院はそういう事業をやっている病院ですという、簡単な言葉でいうとそういう看板を掲げております。それと、受付の職員のほうからのアナウンス等も逐次行っております。あと町としても町内回覧等々使って、そういうお知らせというのはしていこうという考えはございます。

あと2点目の夜間診療の関係ですけれども、この間も委員皆様いろいろなご報告、ご相談申し上げてまいりましたけれども、まず今の時間内と時間外という部分については、基本的に分けて考えましょうという法人の方針です。やはり夜間の部分をやるということになると、スタッフの配置、医師の配置等々については、通常時間帯と別なものとして考えていきたいというお話がありました。ただ、それは救急の部分でのお話でしたので、今真貝議員のおっしゃられるものは救急とはまた別な関係になってくるかと思えます。例えばこれが毎日でなくても、週1回でも2回でもそういうものをつくれないうことについては、今後法人とも話し合っていきたいなと思っております。

○8番（高野俊和君） 9ページの福祉センター費の中の備品購入費で今回から福祉センターのデイサービスの分の昼食を病院で一括してつくってそれを運ぶということだと思っておりますけれども、運ぶということで外走る車かと思っていたのですけれども、病院からデイサービスの場所まですぐそばですから、多分中で使う車なのだと思いますけれども、話ちょっと飛躍して申しわけないのですけれども、このデイサービス自体は介護認定を受けている人だと思っておりますけれども、介護認定を受けていない人でも申し込めばデイサービス事業のサービスを受けられるのでしたでしょうか。そして、この食事もある程度金額はかかるのかもしれませんが、申し込めば介護認定を受けていない人でもこの事業のサービスは受けられるのでしたでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 地域福祉センターでやっているデイサービス事業は、あくまでも介護保険サービス事業として行っているものです。介護予防含めてやっておりますけれども、要支援の方、要介護の方の介護サービスをやっている事業であります。それが基本です。ただ、町の独自事業としてお試しいいでしょうか、そういう事業もやっておりますので、全く介護を持たない方がこれを利用できないのかということではないです。町単独事業でお試的な事業も用意してございますので、今介護認定を持たれていなくて、認定調査等々をやって審査をすれば、もしかすると介護認定、介護予防のほうに行けるのかなという方々もいるかと思うので、まず認定をとる前にお試しでやってみて、その後認定をとっていただいてというやり方もあるかと思えます。

○8番（高野俊和君） 社協のほうで赤い羽根の共同募金の原資などを利用して年4回ほどふれあい昼食会やっていますよね。あれもたしか年齢的にはおおむね65歳以上で申し込むということが原則だったと思うのですけれども、そういうあれから考えますと、今回のデイサービスのほうもある程度の年齢、おおむね何歳ぐらいという年齢制限みたいなものもやっぱりあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本が介護サービス事業としてやっているものですので、町のお試的な事業の部分についても、それと同じ考え方をしていただきたいなと思えます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第36号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第36号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第36号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,247万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。歳出の1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、既定の予算に47万6,000円を増額し、予算額1,685万9,000円とするものでございます。平成30年度からの国保都道府県化に当たり国の納付金算定システムとの情報連携に向けて現在使用している自庁システムの改修が必要となりましたので、その業務委託料でございます。

続きまして、歳入の説明に移ります。16ページ、17ページをお開きください。5款3項2目の雑入につきましては、財源調整のため増額となっております。

6款1項1目総務費補助金は、歳出で計上いたしましたシステム改修委託料の財源として充当されます。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 副町長、道に統一されるということなのだけれども、こういう形でぼちぼちと予算が出てきたりするよね。スケジュールというのは大体決まっているのですか。そういう費用的な面も含めてなのですか。

○副町長（田口博久君） 指名されましたので。私も正確には把握しておりませんが、制度的なも

のの今概要がだんだん出てきています。道に統一されるわけではなくて、保険者が町と道の2本立てという形になります。北海道が行うのは財政運営という形になります。それ以外の直接の町民とのかかわり、それから保険税の賦課徴収、こういった業務は市町村が保険者として行います。それから、給付も町が行います。給付する額そのものは、道から全額来るようになります。ですから、今広域連合を除いてお話ししますが、制度としてはそれ以前に……ごめんなさい。ちょっと話が行ったり来たりになりますけれども、ことしの秋に市町村に対して納付金、今ここで出てきている納付金の算定システムという形になっていますけれども、町のほうから基礎データ、町民の税、所得の状況ですとかといったようなものを送って、その上で北海道が今度古平町に求める額、町が北海道に納付金としてお金を払うのです。その納付金のもとになるのは保険税です。その標準税率というものも北海道のほうで算出するというふうに言われています。だから、各市町村ごとに標準税率を示した上で町村が北海道に納める額は幾らです、その見込みをこの秋に示すというような形になっています。ですから、今までありました国からの給付費に対する負担金……国から給付費に対する要するに補助金をもらっていたのです。あと調整交付金だとか、そういった厄介な補助金の計算とか、そういったことは市町村からなくなって、北海道単位で北海道が行うこと、北海道と国との関係の中ですることになります。そして、さらに保険者同士の調整ということで高額医療費の拠出金、共同事業とかというようなことも今までやっていたのですけれども、そういった事業の前期高齢者の交付金だとかというようなものもあったのですけれども、そういった部分の調整も今度都道府県単位で行うことになります。それが財政運営を北海道が行うという形になります。ですから、私たち市町村としてはそれに、もう北海道の段階である程度年齢構成、市町村ごとの年齢構成とか所得階層とかということをならした上で給付費に見合う額としてお金を納めなさいというか、税をそれだけ確保しなさい、した上で道に金を納付してくださいという形になってきます。そして、給付費に充てる一部の費用、税なりで求めた額を道に納めておいて、実際に医療費を払う額については全額道から来ると。だから、今までのように医療費がふえたから年度末に補正しなければならぬとか、そういったことにはなりません。そういったようなシステムに30年度以降はなる予定です。今のスケジュールというお話ですけれども、細かいスケジュールは私は押さえていませんけれども、先ほど言いましたように秋にはその案が示されると。それ以降、いろいろシステムなり必要な条例の整備なりといったようなことを恐らく29年度進めていくことになるのかなと思っております。今現在、私が押さえているのはその程度のことです。

○3番（真貝政昭君） 国保に加入している人にとっては、どういうメリットがあるか、デメリットがあるかということになっていくのですけれども、1つは古平町の場合、国保加入者の健康状態というのは割と医療費がかかる自治体ですよね。ならば、そういう面ではメリットがあるのかなと。国保税が下がる可能性があるということですね。だけれども、不安材料になるのは、今まで資格証明書とか発行していないで、町独自で困った人に対策を講じることが各自治体でできたのですけれども、それができなくなるのではないかという不安があるのですよね。そういう点については、まだ把握していないですか。

○副町長（田口博久君） 理論的には、国保税の賦課徴収というのは当然市町村しかできませんの

で、その部分については今までどおり行えるのではないかなと思っております。ただ、税の徴収というものにつきましては厳正に、公正というものがどういうものなのかということをしつかり把握した上で徴収なり賦課なりしていく必要があるものとは思っていますけれども、さらに今税の制度もどのようになるかまだ見えていない部分ですけれども、今4方式、均等割、平等割、それに所得割に資産割という4方式を使っておりますけれども、これが圧倒的に多いのですけれども、都道府県化になった場合に標準税率として示したりする場合に3方式とか2方式とかということも検討されるようです。ですから、資産割を除いた3方式とか、そういった町村ごとに標準化されるようなパターンに向かうようです。ようですとしか言えませんけれども、税に関してはそのような形です。資格証明書などにつきましては、当然法の中で定められている部分ですので、私どもも当然に猶予するものは猶予しますし、納めていただく資力のある方には当然に納めていただく、あるいは徴収の機会をつくっていくということで厳正に対処していきたいと思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでちょっと早いのですが、中途半端になりますので、これで1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後0時57分

○議長（逢見輝統君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第37号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第37号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第37号 古平町税条例等の一部を改正す

る条例案につきまして提案理由のご説明をいたします。

説明資料のほう、ちょっと厚目の42ページ物のほうもご用意ください。まず、議案めくっていただきまして、22ページ、条組みの部分をご説明いたします。3条構成といたしまして、第1条につきましては、トップのほうにございますように町税条例の一部を改正するものでございます。全体通しまして14ページにわたって記入してございます。

31ページです。31ページの下から4行目、こちらはこれまで議決いただいております一部改正条例、それをまたさらに改正するというものでございます。

第2条につきましては、平成26年6月に定例会で議決いただいた条例について手直しが必要ということでございます。

めくっていただきまして、32ページ、下から3行目、第3条としましては、平成27年に5月の臨時会で専決処分報告をいたしまして、議決をいただいた部分につきまして手直しが必要なことになりまして、提案するものでございます。

また、33ページの中段、3分の2ぐらいのところ附則ということで、第1条につきましては施行の期日、いつからということで載せてございます。それ以降につきましては、各税の経過措置について載せてございます。

それでは、説明資料のほうでご説明いたします。1ページです。改正の要旨としましては、28年度税制改正が出てございます。これを踏まえて、地方税法等の一部を改正する等の法律というものがこの3月29日に国会で成立いたしまして、3月31日に公布されたものでございます。これに基づきまして、総務省のほうから市町村の条例例というもので、昔準則と呼ぶのですが、条例の準則が出てございます。これに基づきまして、本町の税条例、この次提案する都市計画税条例の改正をするものでございます。

2番目、改正の主要点ということで、(1)から(4)まで載せてございます。(1)、法人町民税につきまして、法人税割の税率改正でございます。法人町民税は、均等割と法人税割という、この2種類で組み合わせたものでございます。ぼちの1つ目、消費税率10%段階において、全国の地域間の税源の遍在性を是正して財政力の格差を縮小するために法人住民税の法人税割を引き下げると。さらに、2つ目、法人住民税の税率を引き下げた相当分、それに見合う分は国税であります地方法人税の税率を引き上げて、これは地方交付税の原資とするというものでございます。下に現行と改正を載せてございます。本町は、市町村民税でございますので、上の段をごらんください。現行、古平町では法人税割は12.1%、制限税率のほうを昔から使用してございますので、12.1%、これを改正後は8.4%にするというものでございます。市町村、道府県合わせて5.9%減らすと。これに見合う部分は国税である地方法人税を5.9%ふやすということになってございます。ぼちの3つ目、軽自動車税の上にある部分でございますが、29年4月1日以後に開始する事業年度から適用するというので、施行期日も29年4月1日ということにしてございます。ここでご説明しなければならないのは、書いてございませぬが、首相のほうに6月の初めですか、消費税の10%に引き上げる時期を2年半先送りするという表明がございました。それは、この条例には盛り込まれてございませぬ。というか、表明がございましたけれども、消費税法なり地方税法の部分、またそれに関連

する法律たくさんあると思うのですが、その部分の改正はまだまだ先ということで、情報によると秋の臨時国会というようなことなので、その法律が変わった段階でまた先延ばしということで町税条例のほうも改正必要になってくるかと思います。今回提案する部分は、現行の法令に基づくものでの改正でございます。

(2)、軽自動車税、環境性能割の創設ということで、具体的に何かといいますと、これもぼちの1つ目、29年4月の消費税率10%引き上げ時において自動車取得税、都道府県税であります自動車取得税を廃止すると。そのかわりと言ってはなんですが、道税である自動車税と町税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割というものを創設するということになってございます。取得税のかわりで、ぼちの2つ目、新車、中古車を問わず対象とするということで、自動車の取得、軽自動車の取得に対して、その時点で環境性能割というものが発生するということになってございます。ぼちの3つ目、軽自動車税の環境性能割は、当分の間都道府県が賦課徴収等を行うということになってございます。北海道の市町村の軽自動車については、施行になった後は北海道が賦課徴収を行って各市町村に支払うというか、交付するということになってございます。これにつきましても2年半の先送りというのは含んでいない現行の法令での考えでございます。

(3)、軽自動車税でグリーン化特例(軽課)の延長ということで、現在特例措置として実施しております電気自動車、また排出ガス基準等でそういう環境に優しい自動車の部分について軽減を25%軽減、50%軽減、電気自動車については75%軽減というものを実施してございますが、これを1年間延長するというものでございます。

(4)、固定資産税、都市計画税の負担軽減措置、これにつきましては施行するのは28年の4月ということで、さかのぼって適用させようと思ってございます。これにつきましては、本町には関係ある部分はありませんが、条例で盛り込まれますので、それに倣って一応設定しておくということで今後の条例改正の部分、安くしたいので、設定させていただくものでございます。再生可能エネルギー発電施設等に係る固定資産税の特例措置について、わがまち特例を導入した上で延長するということになってございます。具体的には、記載はございませんが、再生可能エネルギー、例えば太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備等につきまして3分の2または2分の1にするというのがございます。あと都市再生特別措置法の関係で公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について5分の4にする、また津波防災地域づくりの法律に基づくものとしまして津波対策の用に供する償却資産について2分の1とするという、そのようなものを盛り込んでございます。

議案のほうの33ページお開きください。附則、第1条で、この条例は、28年、ことしの4月から適用する部分もございますので、公布の日から施行し、28年4月1日にさかのぼって適用するというものにさせてもらっております。また、(1)、第1号ですね、これにつきましては一番最後の行、29年1月1日に施行すると。ページめくっていただきまして、(2)につきましては平成29年4月1日に施行すると。(3)につきましては、平成30年1月1日に施行するという形で提案させていただくものでございます。

以上、説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
○3番（真貝政昭君） 説明資料のほうで伺います。法人町民税法人税割の税率改正という（1）の案なのですけれども、消費税率10%段階において地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人住民税、法人税割の税率を引き下げる。この法人住民税の税率引き下げ相当分について、国税の税率を引き上げて地方交付税の原資とすると。これが一つの文章になっているのです。結局古平町に歳入で見ている法人住民税の収入を少なくし、法人もその分町に納める税金が少なくなりますけれども、その分を国税として納めて交付税で全国に分けると、そういう理解でよろしいのでしょうか。これがまず第1点です。

それから、これをそのままのみにすると、平成28年度の歳入で法人町民税が平成28年で一千百数十万と載っていますけれども、この影響額がどれくらいになるのかということと、国のこの説明をうのみにしますと、その分丸々古平町に交付税でふえてくるというわけではないように思うのです。意地悪な見方をすると、必ずしも古平町にとって今回の税率改正というのはプラスに働かないのではないかというふうに思うのですけれども。

○財政課長（三浦史洋君） 1点目につきましては、国税化で地方に渡すということで、そのまま古平町分を国税化された部分が来るとは思っておりません。どうなるかはわからないのですけれども、感覚的にはふえるような気はするのですけれども、根拠はありません。

2点目につきましては、28年度の持っている部分というのは、仮にこのとおり施行されるとしても29年4月1日以後の事業年度ですから、まだまだ先なので、28年度予算には影響はまるでありません。

3点目……

（何事か言う者あり）

○財政課長（三浦史洋君） ちょっと1分ぐらいお待ちください。

○議長（逢見輝続君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁します。

○財政課長（三浦史洋君） 28年度で出している法人税割、予算では507万円のせております。これが12.1%ですので、8.4%だとしましたら352万円ちょうどということで、このパーセンテージの差、3.7%分は金額としたら155万円です。

○3番（真貝政昭君） 町に納めるのと、それから道に納める法人税割が引き下げられたというのを国税でふやされて取られるわけですから、法人にしたらプラス・マイナス・ゼロで影響はないのだけれども、なぜ消費税率を10%に引き上げるに当たってこのような細工をしなければならないのかという疑問が残るのですけれども、わかりますか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。覚えていたときもあるのですが、今忘れていました。

○3番（真貝政昭君） 町の財政を考えても、消費税が3%から始まってだんだん上がってきて、メリットなんて何もない、経験値からいって。8%から10%に上がって、古平町の一般会計とかにメリットがあるかといったら何もないと。その税率を上げるに当たってこういう細工をして、法人にとって何もメリットがない。町にとっても交付税でどれだけ入っているかというのはよくわからないという、こういう奇妙な細工というのは一体何なのだというふうに思うのですが、そう思いませんか。

○財政課長（三浦史洋君） 即答できないので申しわけないのですが、少し何か誘導されているような気もするのですが、制度は制度でございますので、全国どこもこうするというものでございますので、町税条例としてもそれに倣って標準的なものというか、それに倣って提案しているものでございます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

真貝議員、反対討論。

○3番（真貝政昭君） 今の質疑の中で意見もあわせて述べさせてもらいましたけれども、消費税率が8%から10%上げることで町民にとっても町財政を預かる者にとってもメリットはない。この消費税率を上げる一つの関連として今回の税率改正が提案されているわけですが、法人にとってもメリットは何もない。町にとってもメリットがあるのかないかさえわからないような、こういうやり方というのはやるべきではないと。しかも、上位法に従ってやるわけですが、いずれこれが方針では変えられる可能性があるものとするれば何も議論する必要がないくらいの位置づけになってしまうということで反対するものです。

○議長（逢見輝続君） 次に、原案に賛成の討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、反対討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝続君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第38号

○議長（逢見輝続君） 日程第7、議案第38号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第38号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明をいたします。

1 ページめくっていただきまして、38ページ、39ページに改正条文を載せてございます。

説明資料のほう、お開きください。説明資料の29ページ、お開きください。29ページから31ページにかけて新旧対照表を載せてございます。改正する部分は、29ページの真ん中ら辺、左側が改正後ですので、附則の4番目、第4項ですが、これを新しく設けてございます。法附則第15条第42項の条例で定める割合、これにつきまして参酌基準であります5分の4を古平町においても設定させていただくものでございます。先ほどの税条例改正のときにもご説明いたしました、都市再生特別措置法に基づき公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について課税標準の特例措置をつくるものでございます。5分の4とするものでございます。

以上でございますが、議案集の38ページの附則にございますように、4月にさかのぼってしたいので、公布の日から条例を施行し、28年4月1日から適用するというようにさせていただいたものでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第39号

○議長（逢見輝続君） 日程第8、議案第39号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第39号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法変更に

伴う改正でございます。

先ほど町長の行政報告にもありましたとおり、地方税法施行令が改正されまして、課税限度額の医療分、支援分がそれぞれ2万円、合わせて4万円の増となっております。

今回の施行令の見直しにつきましては、昨年、一昨年に引き続いて高齢化や医療技術の進歩により医療費が増大している一方で厳しい経済情勢を反映して低所得化が進み、保険税負担の基礎となる所得額が著しく減少している状況で中低所得者層の負担に配慮しながら保険税額の確保を図ることを目的としたものであり、本町におきましてもこの改正を行い課税限度額等の改正を行うものでございます。

議案の説明につきましては、本日お配りしております説明資料により説明したいと思います。ホチキスどめされてあります2枚物で右上に議案第39号説明資料と書かれているものがお手元に行っているかと思いますが、そちらで説明いたします。

改正内容といたしましては、中段あたりに点線枠で表示してありますとおり、課税限度額を医療分は52万円から54万円に、後期高齢者支援金分を17万円から19万円にそれぞれ引き上げます。これにより下段のほうに記載されておりますとおり、40歳未満または65歳以上の介護納付金が付加されない年齢の被保険者については69万円から73万円に、40歳以上65歳未満の被保険者については85万円から89万円に、限度額合計を4万円アップする改正とするものでございます。こちらについては、施行令の改正後の課税限度額に合わせた内容となっております。

次に、軽減措置でございますが、軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。

説明資料の2ページ目ですが、上段の表をごらんください。5割軽減においては、基準額算定に26万円掛ける被保険者数となっておりますが、改正後は26万円を26万5,000円に改めます。2割軽減では、47万円掛ける被保険者数となっておりますが、改正後は47万円を48万円に改正するものでございます。いずれも軽減判定所得の基準額を上げることによりまして、5割、2割軽減世帯の対象を拡充する内容となっております。なお、これらの改正につきましては、今年度、28年度以降の国民健康保険税から適用することとしております。

今回の一部改正による影響額については、2ページの中段から参考値を載せてございますが、申しわけありません。3ページ目、調定額比較表という影響額の表、全く同じのを手違いで配ってしまいました。こちら3ページ目は不要です。全く同じ内容です。確定賦課では、当然数値の変更がございましたが、参考に後ほどご参照いただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の賦課限度額の改正前、改正後なのですけれども、改正後でこの額を超える世帯数、それぞれ何件になるのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 2ページ目の中段から調定額比較表載せてありますが、その表の真ん中あたりに（1）としまして限度額超過影響額とあります。そちらに課税限度額の超過世帯を載

せてございますので、医療分については17件が14件に、支援分は16件から14件、介護分については変更ありませんので、ゼロです。合計でマイナス3件の影響があるという内容です。

○3番（真貝政昭君） 限度額を超える世帯が減っているということですか、実際に現状では。前年に比べて。

○民生課長（五十嵐満美君） そういうことになります。

○3番（真貝政昭君） その理由なのですかけれども、勤労世帯が引退等によって減るだとか、そういう理由があると思うのですけれども、何か特徴的なことはあるのですか。

○副町長（田口博久君） 限度額超過ということで、この試算につきましても昨年度の賦課の状況をもとにして行っていますので、その結果ですので、そういった変動の要素はありません。この資料についても補足させていただきますけれども、国保税につきましても被保険者皆さんの所得なりを計算して、最終的に合算して世帯としての課税額の限度額ですので、今85万が89万円に引き上げることになりますよね、最大の部分で。そうすると、この結果からいくと85万から89万の間の世帯が3世帯あったということです。ご理解いただけますでしょうか。ですから、86万、87万の人が85万のときには限度額を超えていたのです。でも、限度額が89万になったので、85万から89万の間にあった3世帯については限度額を超えないと。逆に14世帯が89万以上の100万に、まともに保険税を計算したら100万、200万になる世帯であると。限度額超過という部分の捉え方は、そのように押さえていただきたいと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第40号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第40号 古平町立診療所海のまちクリニック備品の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第40号 古平町立診療所海のまちクリニック備品の取得について提案理由の説明をいたします。

本件については、5月の臨時議会でこの取得に係る補正予算の議決をいただきまして、去る6月

10日、指名競争入札を行った結果、契約の相手方、方法、それと契約予定金額が決定しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において財産の取得700万円以上の場合には議会の承認が必要であると規定されておりますので、議会の承認をいただくために提案したものでございます。

それでは、記としまして、1、財産の内訳、エックス線CT装置及び画像システム一式。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格3,124万4,400円。

4、契約の相手方、住所、小樽市境町3番24号、氏名、株式会社竹山小樽支店支店長、富樫隆信。

5、納期、契約の日から平成28年8月31日までとなっております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 古平町立診療所海のまちクリニック備品の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第41号ないし日程第12 議案第43号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、日程第11、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、日程第12、議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてと議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について及び議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてにつきましては関連がありますので、一括で提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号、第42号、第43号は、北空知学校給食組合が平成27年11月30日をもって組合が解散、規約の変更の必要が生じたためでございます。

この組合の規約を変更するには、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議により定め、都道府県知事または総務大臣の許可を得なければならない、またこの協議につきましては同法第290条の規定で議会の議決を得なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容であります、説明資料でご説明申し上げます。議案第41号は、36ページをお開きください。この新旧対照表は、右が現行で左が改正案になります。別表第1中、北空知学校給食組合を削るとなります。

次、議案第42号は、説明資料37ページをお開きください。別表第1、空知総合振興局(34)を(33)に改め、「北空知学校給食組合」を削るとなります。

また、別表第2の9の項中、「北空知学校給食組合」を削るとなります。

次に、議案第43号は、説明資料38ページをお開きください。第1条中、「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中、「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中、「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年北海道条例第78号)別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

その他、別表の新旧対照表でわかるように変更となっております。

また、41ページ、旧の(空知)の北空知学校給食組合が39ページの新では削除となっております。

なお、議案46ページ、48ページ、52ページにつきましては、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時42分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について

てを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 報告第1号

○議長(逢見輝統君) 日程第13、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) 報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきましてご説明いたします。

平成27年度の一般会計の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令146条2項の規定により報告するものでございます。

ページめくっていただきまして、54ページに記載してございます。項目4つございます。これにつきましては、3月の定例会で一般会計に追加しまして、繰越明許費も設定させていただいた部分でございます。

表頭の款、項、事業名、金額、この部分までにつきまして定例会で議決いただいた部分でございます。実際に繰り越す額につきまして、右半分のほうに記載してございます。それぞれ設定していただいた金額、情報セキュリティーにつきましても同額、年金生活の臨時給付金、高齢者向けの部分でございますね、これも金額と繰り越額、同額でございます。ただ、町立診療所の開設準備事業、明許費としては7,856万7,000円設定させていただきましたが、実際にはもうちょっと27年度中に支出するのがふえまして、差額1,112万6,000円、この部分は27年度中に支出しましたので、差し引き6,744万1,000円繰り越すものでございます。放射線防護対策事業につきましては、明許の設定金額と同額繰り越してございます。財源につきましては、特定財源、未収入特定財源の欄に記載してございます。残り差し引き一般財源ということで、このような金額になりました。

以上、ご報告でございます。

○議長（逢見輝続君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

#### ◎日程第14 同意第1号

○議長（逢見輝続君） 日程第14、同意第1号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、前任者の小田嶋竜子氏より一身上の都合によって2月末で辞任したい旨の申し出があつて受理したところであり、今日まで1名欠員となっておりますが、このたび現在の一般社団法人ふるびら和みの代表理事として活躍されている本間利和子を新たに教育委員として任命いたしたく、同意を求めるものでございます。彼女は、人格、識見ともに申し分なく、教育委員として最適であると思慮したところであり、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきたいと思います。

同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について。

古平町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成28年6月21日提出、古平町長、本間順司。

記としまして、任命すべき委員、住所、古平郡古平町大字入船町16番地6、氏名、本間利和子、生年月日、昭和42年3月11日生まれ、49歳でございます。

参考として、前任者、小田嶋竜子、任期、平成26年10月1日から平成30年9月30日までの任期で

ございましたけれども、平成28年2月29日付で辞職いたしております。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時50分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから同意第1号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第15 発議第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、発議第1号 議会広報検討特別委員会の設置に関する決議案を議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出された決議案の提案理由を参考までにお手元にお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

お諮りします。発議第1号は、質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

それでは、発議第1号 議会広報検討特別委員会の設置に関する決議案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会広報検討特別委員会の委員の選任については、古平町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名いたします。

議会広報検討特別委員会委員に堀議員、寶福議員、池田議員、山口議員の4名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報検討委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時08分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第16 一般質問

○議長(逢見輝統君) 日程第16、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、工藤議員、寶福議員、堀議員、山口議員、真貝議員の6名です。

なお、一般質問は議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式で行い、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○8番(高野俊和君) 道道神恵内線と町道の境の整備についてでありますけれども、この件につきましては平成26年度の9月定例会におきまして質問いたしました。27年度中には整備をしますということでありましたけれども、12月になっても着手する様子がありませんでしたので、担当課に尋ねましたところ、ことしじゅうにやる予定ですよということでありましたけれども、工事が始まることはありませんでした。それで、ことし3月の定例会のときに、予算委員会のときですけれども、非公式でありますけれども、担当課のほうに再度尋ねましたところ、今年度中にはやりますよということでしたけれども、いつごろを計画しているのかお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○町長(本間順司君) 高野議員の一般質問にお答えいたします。

担当の同じような返事で申しわけございませんでした。前にもご質問あった件でございますけれども、町道3条通線のあけぼの公園の角、それと4条通線の成田宅の角、そして4条小路線、白川宅の角、そして6条通線、消防古平支署の角、いわゆる道道との境目付近での水たまりを解消する

ということでした。確かに9月の定例会、その後道道を管理する小樽建設管理部余市出張所と協議したところでございます。そのときにそういう話があって、そういう回答をしたというふうに思っております。そのときの回答は、平成27年度に北海道と町で時期を合わせて実施するという予定というふうに言ったはずでございます。実際的には実施されませんでしたけれども、その理由としましては町道3条通線は平成29年度に本町の事業としてオーバーレイの見学がございまして、北海道としては、平成27年度に実施してしまうと手戻り工事になる懸念がございましたので、平成27年度は見送ったということでございます。今年度の実施につきましては、10月末までに先ほど申し上げました4カ所ある中で3条通線を除く1カ所について実施したいということでございます。予算があればもう一カ所も実施可能であるということでございますけれども、残り予算の関係でやるかやらないかわ変わってくるそうでございます。今年度やった残りにつきましては、来年度に3条通線も含めて町のオーバーレイとあわせて実施を予定しているというところでございますので、何とぞご理解願いたいと思います。

○8番（高野俊和君） 今町長から事情を説明いただきましたけれども、ということは今年度は1カ所から2カ所ということなのだろうと思いますけれども、前回もお話ししましたけれども、この4つの場所で一番水はげが悪くて、雨が降ると大変なところが4条の成田小鳥やさんの前であります。あそこに関しましては、雨が降るとなかなか引きませんので、歩行するにも少し困難な状況がありますので、仮に今年度1カ所か2カ所やるという話でありますけれども、その中でもぜひ最初にこの場所を優先的にやってもらいたいというふうに思っておりますけれども、それは可能でしょうか。

○町長（本間順司君） 余市出張所と協議しまして、なるべく優先してやるようにしたいというふうに考えております。

○8番（高野俊和君） 確認でありますけれども、ということはことしの10月までに1カ所か2カ所、最終的に29年にはこの4カ所を計画どおりに工事が始まるという考え方でよろしいでしょうか。

○町長（本間順司君） 残予算の関係もありますので、その辺につきましては何とも確答できませんけれども、なるべく29年度に3条通線のオーバーレイを実施しますので、そのときに全部片づけてしまいたいというのが我々の願いだということでご理解願いたいと思います。

○議長（逢見輝続君） 続きまして、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 西大通りの落石についてということで質問いたします。

ことしの春に打越宅向かいの山より落石がありまして、20センチぐらいの石や……小石と書いてありますけれども、10センチ大とか5センチ大の石が車道の中央通り部分まで転がりました。幸に人や車には被害がありませんでしたけれども、今後のこともあり、防護柵を設置したらよいと思うのですけれども、考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

この件につきましては、ご指摘のとおりことしの春先に確認されているところでございまして、その対応としましては落石のご連絡をいただいた後に4月上旬に点検も含めて浮石を除去する対応をさせていただきます。落石につきましては、冬期間の凍結による膨張が雪解けによって収縮したりし

て浮石となって春先の落石につながったものというふうに思っております。今後におきましては、融雪期の早々に点検をして対応したいというふうに考えておきまして、大雨が降った後にも点検するよう心がけていきたいなというふうに思っております。

防護柵の設置につきましては、点検の結果においては浮石除去では対応できない規模となった際に防護柵の設置がよいのか、あるいはのり面改良なのか、そもそもあそこの積みブロックを撤去しての重力式擁壁にするのか、抜本的な工法を検討してまいりたいというふうに考えておきまして、そのように対応したいというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） 今実際に擁壁と、その上に防護柵ついている部分があるのです。それは、私年度忘れかもしれませんが、あそこで大きな土砂崩れがありまして、あの当時までもう一軒の、今空き家1軒ありますけれども、そのほかにもう一軒、そしてうちの町内の物置もありまして、そこへ大量の土砂が流れてきたということで、急遽工事して今の状態にさせていただいたのです。そして、実際に今高校通線、今掘削していますけれども、掘削した土質を見ますと、余り丈夫なような土質には見えないのです。何か火山灰系統みたいな、私だけかもしれないけれども、私の見る限りはそういう感じですので、あそこを今町長がのり面を直すのも一つだというようなことでしたけれども、もしお金がたくさんかかるようであれば、今の状態であれば今のところブロックの上にあの続きでもって防護柵をつければもたないのかなと思っています。町長が言うように、がっちり直してくれるのであればそれにこしたことはないのですけれども、ですからあの地盤からいきますと、あそこはやはり木の根の張っているうちはまだいいのかなと思いますけれども、アカシア等は根が浅いものですから、これからまだまだ倒れる可能性も十分にあります。ですから、何とか、今どうせ高校通線やっているのですから、それにつなげる意味でもあそこで大きい土砂崩れが起きる前に何とか対応していただきたいと思いますが。

○町長（本間順司君） 確かに私も以前大雨が降って、それこそ雨水が泥や小石と一緒に流れてきて道路を埋め尽くしたというのは経験ございます。かなり今議員おっしゃるとおり土質がやわらかいということもございますので、この後の質問にもございますけれども、そういうことでやはりかなり慎重に検討しなければならないのではないかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、春先には点検を多くしまして、そういうものを逐次除去しながらやっていきたいというふうに思っております。今現在当面どうのこうのするというような計画はございません。

○9番（工藤澄男君） 町長のお話はよくわかりました。

今度高校通線が完成しますと、どうしても山際の勾配が緩くなって歩きやすくなりますので、恐らく今まで以上に今度通る人が多くなるだろうと思うし、そして周りがきれいになりますと、今まで反対側を歩いていた学校へ行く子供たちも、結局きれいになったほうへどうしても歩くというのがありますので、こんなちんこい石もまともに当たればけがということもありますので、なるべくいい方向で検討願いたいと思います。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） まず、1つ目なのですが、地方創生加速化交付金の交付について古平町が

交付を受けていない状況についてなのですが、平成27年度補正予算で組まれました自治体の人口減少対策や雇用対策を後押しする、全国で総額1,000億規模で1市町村当たり最大で8,000万の補助が受けられ、100%の国費で賄う地方創生加速化交付金の交付対象事業の決定が内閣府より発表がありました。申請数は、全国で9割以上の自治体が申請しており、今回3,172の事業に906億円が交付されるとのことでした。近隣の町村では、神恵内、岩内、泊の広域の事業に対して神恵内村に7,100万、岩内町に3,000万、泊村に6,700万が交付される予定です。また、余市、仁木のワインツーリズムプロジェクトという事業においては、余市町に3,500万、仁木に1,800万、あとは積丹町で2つの事業に合わせて6,350万交付予定となっています。また、小樽市を含め後志の11町村の広域の事業に対しても6,276万交付されるなどなど含めて、小樽市を含め後志の20市町村中16市町村が何らかの交付を受けるとのことでした。先ほどもお伝えしたように、最大で8,000万の補助を受けられるこの交付金ですが、満額交付された自治体は少ないものの、全国平均で交付率が73%ということですので、約6,000万のお金が申請の通った自治体に100%国費で交付される予定です。このような結果の中で確認したいのが、このような使い勝手のよい交付金をなぜ古平町は交付されなかったのか、交付されない状況にあるのかの経緯、理由を教えてください。

○町長（本間順司君） 寶福議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

使い勝手がいいかどうかは、これからの結果を見てみないとわかりませんが、本町でも加速化交付金の交付を受けるべく幾つか事業を検討したところでございます。結論から述べますと、適当な事業がなく申請を見送ったということでございます。その経緯と理由につきましては、それを説明する前に加速化交付金の採択要件を説明させていただきたいと思っております。この交付金につきましては、昨年度策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業で、しかも将来的に行政からの補助金などに頼らず、自立して稼ぐ力を発揮できる自立性のある事業、民間と協働で行う官民協働の事業ということでございます。それから、関係する市町村が連携する地域間連携での事業、それから複数の政策を相互に関連づける政策間連携のある事業といった、主な4要素のうち2つ以上の要素を満たす、より先駆的な事業が対象となるということの要件がつけられてございます。

なかなか言葉で申し上げますと難しいわけでございますけれども、その中で検討した事業につきましては、1つとして積丹の町村連携による地域商社事業ということで、結局のところ申請しなかった理由をご説明申し上げますが、1つ目に検討した事業は議員の質問要旨にもありました神恵内、岩内、泊とのナマコ、ウニのブランド化事業でございます。この事業は、流通のプロによる地域商社を設立して新たな販路開拓とナマコの増養殖、それからかごによるウニの短期養殖で安定的供給体制を整備していくものでございます。地域商社を立ち上げて海外へ販売していくという自立性、生産者となる漁業者などとの官民協働、それから積丹半島の町村での共通課題を解決していく地域間連携といった、先ほど申し上げた交付金の採択要件を十分に満たす事業ではございましたけれども、地域商社の責任の所在がさまざま検討していく段階で明確ではなかったこと。それから、ナマコの出荷は古平では地方卸売市場であるため仲買人を介して流通しなければならず、なかなか計画した想定どおりに進まないと思われたこと。それから、さらには既に出荷ルートが決まっているこ

とから、漁協等の理解を得にくい状況であったことから今回は参画を見送ったものであり、加速化交付金の申請も見送ったというところでございます。

それから、もう一つ、検討した事業でございますけれども、後志総合振興局が中心となって進めている、しりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプランについても検討したところでございまして、これは後志に冬季は道外から多くの若者が季節雇用等でやってきて夏場に帰っていくので、この季節雇用者を移住、定住させ、農業など夏場の人手不足の分野に結びつけて産業振興を図るといったものでございます。この事業計画の移住部分に本町が予定していた共同住宅の建設と住宅の補助制度、それから定住部分にも異業種交流、すなわち婚活パーティーを組み込むよう振興局と検討しましたがけれども、個人給付に当たるような事業や振興局との共同開催でなければ対象外という制約が付きまして、結局のところは申請を見送ったというところでございます。なかなかご理解しにくいとは思いますが、このような状況で見送ったというところでございます。

さまざま状況で管内全町村が申請したということでもございせんけれども、そういう古平と似たようなところもあるということをご理解願いたいと思います。

今後の対応方針としましては、以上のようなことから加速化交付金は今回申請しなかったことであり、一応その申請は終了しましたけれども、地方創生推進交付金という名称で新たに今年度以降も交付金制度は残っておりますので、地域の課題を十分に検討しながら交付金採択のハードルはより高くなってはおりますけれども、実施事業の検討は進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○5番（寶福勝哉君） 今回の第1次分で906億円の決定ということだったのでございますけれども、残りの94億円、調べた時点6月15日だったのでございますけれども、募集等の具体的スケジュールはまだ出ていなかったようなのでございますけれども、第2次分、3次分の交付の予定はあるのか、それに向けての対応は進めているのでしょうか。

○議長（逢見輝続君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長（逢見輝続君） 再開いたします。

○町長（本間順司君） 加速化交付金の追加申請でございますけれども、これは6月10日で締め切っております。それから、推進交付金の申請につきましても6月10日でございますので、最初の申請は行ってはございません。

○5番（寶福勝哉君） 今のお話を聞くと、もうちょっと町の財政事情から考えてもこういうものって利用するべきだと思うのです。町のイベントとかであれば我々町民も手伝って盛り上げたりはできるのですが、国の補助金の申請等は僕らは手伝えませんし、本当に役場職員さんの努力でしかこういうのは得られないと思っていますので、今後しっかり対応していただきたいなと思

ます。

○町長（本間順司君） 我々もある程度事業を検討しながら、関係団体あるいは漁業者、それからある程度できそうだなと思う団体に話を持っていきながら検討してもらおうということで進めてきておりましたけれども、やはりなかなかさまざまな要件を考えたときに難しい面があると。特にこの古平の場合は、余りそういう団体、そういうものつながり、あるいは行動、そういうものは活発ではございません。議員ご承知のとおり、ほかの町村ではさまざまな団体が事業を進めておりますけれども、古平の場合は残念ながらそういう機運にはなっていないので、もし議員さん方がよろしければ自分たちでいろんな団体をつくりながら町を盛り上げていただければなというふうに期待するところでございます。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 続きまして、磯焼け対策についてなのですけれども、先日と、あときょうの朝も「NHKニュースおはよう北海道」において古平のウニ漁について放映されておりました。番組では、磯焼けの影響によりウニの水揚げ量が10年前に比べ4割も減少している。餌となる昆布が不足して身入りの少ないウニが増加しているという紹介がされたところです。この磯焼けは、漁師の暮らしにとって深刻な影響を与えますし、町長のきょうの行政報告でも挙げられましたが、ウニの海中養殖事業も動いているとは思いますが、根本的な磯焼け対策問題を町として今後どのような対策を講じていくのか、お考えをお伺いしたいです。

○町長（本間順司君） 大変この磯焼け対策につきましては数年前からいろいろと、それこそ関係機関が研究やら進めてきております。抜本的な対策はとられておりません。原因につきましても、いわゆる地球温暖化による水温の上昇だとか、それから水温が上がったことによるウニと昆布の関係の、お互いに食い合ってしまう、そういう悪循環が要因でもあるというふうなことも言われておりました、なかなか難しい問題でございますので、この間の放送、それからけさの放送でございますけれども、今浅海の方々が実施しているウニの養殖、昆布をある程度とって、それをかごに入れながら養殖して、ウニがせっかく入ってきた昆布を食わないように、昆布を育てながらほかのところから持ってきた昆布でウニの養殖をすると、そういうことでだんだんと昆布の量をふやしていく研究を今実施しているところでございまして、これからどういうふうな形になっていくかわかりませんが、彼らの努力に期待しながら、我々が支援するものがあれば支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、堀議員、どうぞ。

○2番（堀 清君） 私は、せんだって新しい組合の市場できたのですけれども、そういう中で旧市場の出荷された魚と新しい施設から出荷された魚というのは、当然環境が変わったということもありますし、そういう中で環境ないし衛生をきちっとした形の施設から出したということで結構評価が高いというような形の中で想定できるのですけれども、当然魚価の単価というのは変わっていると思うのですけれども、端的に対比はできないでしょうけれども、そこら辺の魚価の動向を聞かせてもらいたいと思います。

その次に、当然環境ないし衛生で、要するに現場からそのまま場内に入れないということで、

結構そういう面では使う方が大変だなというような形の中で捉えてあったのですけれども、そういう現場の感想等々も聞かせてもらいたいと思います。

あと、そういう中で当然改善していかなければだめなことというのはあると思うのですけれども、そこら辺がやっぱり現場だけではなかなかきちとした形の中の改善等々ができていないと思うのですけれども、そういう中で町も管理面に強力な形の中の指導等々は考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

水産物流通荷さばき施設の件でございますけれども、1点目の新しい施設になったことでの魚価の動向についてということでございますけれども、議員おっしゃいますとおり単純には比較できない面もございまして、ただ水揚げ金額を水揚げ数量で割った1キログラム当たりの魚価というふうに計算すれば、その施設が完成する前の5カ年平均、それで計算しますと平均でキロ当たり308円ということでございます。それから、完成してからの2カ年度平均、これにつきましては402円というふうになったところで、単純な比較ではなかなかわからないなというふうなところでございますが、上昇要因が全て新しい荷さばき施設の新設によるものとは断定できないということでございまして、確かに以前の古い施設よりは新しい施設ということで、感覚的にもその単価には何らかの影響を及ぼしているのではないかなというふうには思っております。

それから、施設利用者の評価についてということでございますけれども、確かに以前の施設から見れば面倒くさいです。それこそ靴を履きかえて消毒して中に入らなければならないというようなことで、手間はかかると思っています。そういう苦情も聞かないわけではございませんけれども、やはりそれも自分たちの魚価を上げるための一つの方策であるというふうに考えれば、それは我慢できるのではないかなというふうに思いまして、そういうことで魚価物の鮮度の向上が図られたことはもちろんですし、施設使用者の労働環境の改善にも大きく寄与しているというふうに思っているところでございます。

本当にこの施設には、道内、道外から多くの漁業関係者が衛生管理型施設ということで需要が多いということで視察に訪れていることが多々ございます。我々もそういうたびにご案内申し上げて、一緒にそういう施設を見学しながらいいものをつくったなというふうに思っているところでございます。漁協の職員につきましても、こういう視察を受け入れる中で、それこそ衛生管理に対する意識をさらに向上させることができるのではないかなと。そこに荷物を運んでいる漁業者も、ああ、視察が来ているのだなということでやはりいい影響があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、3つ目の今後改善することについてでございますけれども、ある程度26年度、それから27年度と2カ年度を経過したばかりでございますけれども、何か特別な問題が生じているのであれば、一般質問というより関係課のほうに相談したり、それから漁協のほうに相談してみてもらえばなというふうに思っております。

それから、行政としての指導は考えているのかということでございますけれども、地元水産物の衛生管理の向上を図るためには全漁業者と漁協が荷さばき施設と屋根つき岸壁並びに自動製氷貯氷

施設を最大限に活用することが重要であるというふうに認識しておりまして、引き続きこれらの施設の積極的な活用を漁協と連携しながら漁業者へ指導していくとともに、あわせて関係職員に対する衛生管理研修会の適宜実施や衛生管理マニュアルの内容充実を漁協に依頼してまいりたいと考えています。

本当に今後におきましても、けさの行政報告でも申し上げましたけれども、今後10カ年の漁港漁場整備計画がこれから始まるわけでございますけれども、その中においても衛生管理という問題が大変重要なポイントとなっておりますので、今後ともそれらに気を配りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（堀 清君） 先ほど言った価格面というのはそんなに高くなったという形の中では、それでも単純に高くなったというのは現場サイドとして見れば十分だと思うのですが、例えば単品でホッケだとか取れ高が少なくなった中で単価が上昇しているというような形もありますし、本当に単純には対比はできないと思うのですが、この施設になって、やっぱり出荷する側としては、例えば段ボールにそういうような形の中のPRしたシールを張るだとかといった、そういうような形の努力というかPRだとかはやっているのでしょうか。

それと、組合の職員は結構そういう面での認識は持っていると思うのですが、漁業者は結構従来どおりの考えで対応している方が大半というような形の中で聞いているのですが、そこら辺もやっぱり徹底していかなければだめだというような形の中で考えるのですが、やっぱりせっかくの施設で結果的にはきちっとした衛生管理をして出荷するという、やっぱりそういうPR等々もすごく重要になってくると思うのですが、その点について今後の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） これは、やはり生産者の問題でございまして、もちろん行政もそうでございますけれども、生産者みずからが価格を上昇させるような行動をとらないとやはりいけないのではないかなというふうに思います。例えば議員おっしゃるシールの問題だとか、そういうものにつきましても漁協さんと相談しながらそういうブランド化を図っていくような方法をとっていくのが生産者サイドで考えるべきであって、我々もそれにつきましては支援は惜しまないのでございますけれども、そういうことを考えていくのはやはり生産者ではないかなというふうに思いまして、いわゆる生産者が依然従来どおりの考え方を持っているということは、やはり改めていただければなというふうに思っております。

○2番（堀 清君） やっぱり漁業者というのは結構そういうところ頑固というか、素直さがそんなにないものですから、当然我が道を行くみたいな形が強いのです。そして、そういう中で組合の組織というものがそんなにきちっとした形の中で統制を図っていくというのが過去の姿を見るとそのような形が考えられるのです。だから、そういう中で行政のほうも現場に入って、おまえたが何やっているのだみたいな、そういうような形の管理、指導というものをしてもらいたいというふうな形の中で考えるのですが、その点についてどうですか。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるとおり、古平の漁業者は昔から我が道を行くという方々が

結構多いわけでございまして、それがいまだかつてまとまり切れない漁業者というふうには私は思っております。ですから、ちょっと悲しいかなという思いもしているわけでございますけれども、ただやはりそういう漁業者が一致団結しながら古平の漁業の振興を図っていくということが一番大事なことでございますので、我々もわざわざ道から職員を派遣していただきながら一生懸命やっておりますけれども、なかなかそれにのってくれないというのが実情でございまして、何とか漁業者の方々にご理解願いながら団結してもらいたいなというふうに思っているところでございます。

○2番（堀 清君） あと2つ目なのですけれども、造船場内のごみなのですけれども、この点に対しては俺も再三議会の場で一般質問等々で言っている。過去から見ると、大分ごみの堆積量は少なくはなっていますけれども、そういう中で現在でも結構ごみが散乱したり堆積の量が普通ではありません。そういう中で、今来月には古平町の祭典等々もありますので、ごみというのはやっぱり都度、都度整理していかないとなかなか整理できないのですけれども、そういう中で確かにさまざまな廃棄物、特殊な廃棄物もありますから、すぐ処理するというのは大変かもわからないですけれども、早急にそこら辺のものは処理してもらいたいなということあるのですけれども、処理できない事情等々がございましたら教えてもらいたいと思います。

○町長（本間順司君） 造船場内のごみの問題、本当にたびたび議員さんのほうから質問されておりますけれども、注意しても、そのときは聞くのですけれども、いつの間にかまた同じような状態になってしまうというようなことでございまして、忙しさもあるのかどうかわかりませんが、本当に困った問題だなというふうには思っております。ただ、やはり何度も何度もこちらのほうから指導してまいりたいというふうには思っております。

長い経過でございまして、あそこをつくる段階で私もかかわったわけでございますけれども、大変時間のかかった問題でございます。それとこれとは別でございますけれども、なるべくそういう注意する回数を多くしまして、対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、山口議員、どうぞ。

○7番（山口明生君） マイナンバーについてお聞きしたいと思います。

昨年10月からマイナンバーの通知カードが各住民に配付されまして、ことしの1月から個人番号カードの交付申請が始まって約半年ぐらいたつのですが、個人番号の取得率はどれくらいになっているか。そして、事業開始当初にもしそういったものをある程度想定している数字等がありましたら、その比較に差異があるのかどうかということもお聞かせいただきたいです。

あと昨年の9月の定例会のときに情報漏えいや紛失時の対策といったセキュリティーの問題について明確に説明されていない部分等もありましたので、現在セキュリティー対策、情報管理等について進捗している状況をお知らせいただければと思います。

○町長（本間順司君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーの取得でございますけれども、5月31日現在の国への申請者数でございますけれども、200人ということでございまして、そのうち6月17日現在で町に届いている枚数につきましては184人分、そのうち本人がとりに来た人数は175人、それからまだとりに来ていない人数が9人ということになりまして、取得率につきましては5.4%、5月末の人口が3,259人でしたので、5.4

%ということになりまして、当初の想定取得人数は200人ということでしたので、それに近い数字かなというふうに思っております。

それから、平成27年6月1日の日本年金機構の基礎番号を含む個人情報漏えい事件発覚後、本町は平成27年9月28日にマイナンバーを扱う端末についてインターネットから遮断しております。さらに、マイナンバーを扱うシステムにつきましては、取り扱う職員のみがアクセスするようにしております。ただ、今年度予算措置しております指静脈での認識や持ち出し禁止設定につきましては、9月を予定しておりますけれども、これからの発注になってまいります。

また、国から情報漏えいなどの重大事故発生時につきましては、連絡の徹底についても通知が来ておりました。情報漏えいや紛失が起こった場合には道や国との連携を密にして迅速に対応できるよう体制を整えているところでございます。その他、マイナンバーが記載された文書は鍵つきロッカーに保管しており、今後取り扱い規程の策定、それから特定個人情報等の保護に関する研修会も開催する予定としてございます。

以上でございます。

○7番（山口明生君） 取得率が5月末現在で200を想定していて、5.4%ということでしたので、これが多いのか少ないのかはわかりませんが、当初の想定内ということであれば事業の進み方としては問題ないのかなとは感じますが、住民はマイナンバー、個人番号カードを取得して、それを活用するという点に関して余り関心が高くないというか、その利便性とか必要性を深く理解できていない住民が多いのではないかなというふうに感じておりました。実際は行政手続の簡略化とか、それを担当する職員の業務の負担の軽減といったメリットも多い。これからいろんな申請やそういった行政のサービスにも使っていけるものだというメリットも多いはずだと認識しておりますので、そういったことをもう少し進んでいくような町としての対応、お考えであればお聞かせ願います。

○町長（本間順司君） 確かに我々を初め、余り関心が高くないということは確かでございます。やはりこれからさまざまな面で利便性はあると思います。ですから、ある程度これらのPRにつきましても、これから進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（逢見輝続君） ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） それでは、1点目の墓地通線について伺います。

高校通線の工事に伴って、ほほえみくらすへの日常使われる道路となる本通線から墓地通線の禅源寺側の急斜面の転落予防対策としてガードレールが必要ではないだろうか、そういうふうに思うのですが、町長の見解を伺いたい。

また、今後のこの道路の安全対策として、現在墓地入り口から墓地内は4メートル道路で車が交差できるのですけれども、墓地入り口から文化会館までの区間については交差不可能と、そういう状況になっていますので、3メートルの幅員から4メートルへの拡幅がどうしても必要ではないかと。それと、入り口の文化会館側と正隆寺、禅源寺入り口の部分の隅切り、これがどうしても安全上必要ではないかと思しますので、町長の見解を伺いたい。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の高校通線改良工事に伴う通行どめは、8月21日から11月30日の期間を予定しております。その間については、ご承知のとおり本通線、墓地通線を迂回路として使用するということになります。ご指摘の禅源寺側の急斜面は、文化会館側から墓地へと通じる道路を上って禅源寺へ進入する取り付け道路を越えた右側の斜面、深い沢だというふうに思っております。この箇所は、ガードレールを設置する平坦な幅が極端に狭いということで、ガードレールの設置は適さないというふうに思っておりまして、迂回路として使用する期間は単管バリケードなどで夜間点滅等を設置した上で安全対策を図るというふうに思っているところでございます。なお、その他の箇所につきましても危険と判断した場合は、何らかの安全対策を講じてまいりつもりでございます。

それから、口の文化海岸側の隅切りは、3条通線から左折するのり面部分というふうに理解しています。また、正隆寺、禅源寺入り口は皆さんもご存じのとおりというふうに思っております。以前高校通線改良工事の検討の際にこの本通線、墓地通線のルートも検討してまいりましたけれども、最大の課題である墓石の移転、このときは65石ほど移転が必要であるというふうに思っていました。それがネックとなりまして、現在も高校通線の改良というふうに決定したところでございます。その後、本通線、墓地通線をさまざま検討した結果、3条通線と本通線、墓地通線の交点から120メートル程度、つまり正隆寺、禅源寺の入り口は墓石の手前までの間は安全性などを考慮すると拡幅工事が必要であろうというふうに判断しております。したがって、拡幅における用地交渉、正隆寺側の用地のめどが整い次第、拡幅工事を事業化する予定にしております。なお、正隆寺、禅源寺入り口の隅切りは、民地ということもあり、実施設計の際に検討してまいりたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 次に、2件目のほほえみくらすからの眺望について伺います。

住民からこのような要望が上がっております。雑木が邪魔をして市街地方面、それから海側の眺望が遮断されると。落葉樹なので、冬の入り口から春先までは眺望が可能なのですけれども、それ以外は葉が生い茂って、隔離されたような環境になってしまうということで、余り活動的でないお年寄りたちの住まいにとっては、やはり眺望確保というのは必要ではないかというふうに考える次第です。

それで、間引きという要望があったのですけれども、強伐に至らないまでも、弱伐等によって眺望を確保するという手もありますので、何事にしても予算もかかることなので一般質問で取り上げた次第なのですが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） この斜面につきましては、先ほど工藤議員の質問にもありましたとおり、かなり軟弱な地盤だということで、これは町有地でございまして、一部が土砂災害警戒区域の指定

予定地でございます。この地山は大変ルーズな地山でございますして、ニセアカシア、他の落葉、ナラの群生地となっております、ニセアカシアにつきましては根が浅く、この斜面の木は大木はないと思われまじけれども、斜面で大木になると倒木してしまうと山が崩壊する危険がございます。仮に人力で木を切っても地山を痛めるために、現在のところは住民の方々に眺望を我慢していただくしか方法がないのかなというふうに思っております、先ほど工藤議員さんの質問の中にもございましたとおり、ある程度見学、さまざまな検討を重ねた上でこの部分も検討してまいりたいというふうに思っております。

**○3番（真貝政昭君）** ああいうところにこういう施設をつくったゆえに災いしているのかなと。また、本来であれば住家として活用するにはベランダもないし、閉鎖的な建物であることに間違いないので、こういう要望が出るのはもっともな話なのです。それで、ああいう形でスタートした以上、やはりそういう住みよい環境をつくるという点からも、お金が大々的にかかっても、やはり安全対策という点からも、先ほどの工藤議員への答弁にあったように、思い切って対応してもらいたいなと思う次第です。

次に移ります。就学援助について伺います。それで、就学援助については、子供の貧困対策法が成立したりして、日本の子供の状況が非常に大変な状況にあるということで、それから各自治体の過疎対策、少子化対策ということで、親に対する経済支援、かなり進んでいる状況にあります。それで、文部科学省が連続して調査をしておりますけれども、就学援助の基準となる生活保護の面なのですけれども、古平町は今生保基準の1.2倍の所得を基準として対応しておりますけれども、文科省の調査によると、生保基準の倍率状況を調べますと半数以上が1.3以上と。近辺では小樽市が1.3倍を採用しているという状況で、あちこち見られる状況になっております。それで、そういう流れからすれば、古平町の少子化対策、人口がなくなりそうなので、大変重要な施策になると思うので、とりあえず平均的な1.3に引き上げるべきではないかと思う次第です。見解を伺いたいと。

それから、それぞれの自治体でやられている基準から外れた世帯に対する対応なのですけれども、各種いろいろなことをやられています。マスコミ等を賑わしているのは給食費の助成、全額もありますけれども、一部助成というのものもあるのが、文科省の調査では調査した回答のあったうちの……文科省でないですね。教職員組合の調査ですけれども、調査の大体2割がそういう助成をしているという状況でございます。古平町、かつて教材費の全額助成やっていたけれども、いろんな形があろうと思います。給食費あるいは教材費、あるいは修学旅行費等ありますので、枠をさらに拡大し、強化するという点でもそういう施策が必要ではないかと思うのですが、見解を伺います。

**○教育長（成田昭彦君）** ただいまの就学援助についてご答弁申し上げます。

真貝議員おっしゃる文科省の調査というのは、平成26年から、当時の26年5月の決算委員会の際にそういった就学援助の公表に関するということ出ていて、当時の文科大臣がそういった調査を都道府県通して実施する、定期的に把握、そして公表するというので、それが子供の貧困対策について役立ててまいりたいという内容で、各都道府県を通して私どももたしか26年にしたと思います。ただ、その結果を見ますと、先ほど1.3倍というのは大体3割超えというふうに文科省の報告になっていると思っておりますけれども、これは私どもから見ますとただ形だけの調査であって、この生活

保護基準の考え方をもう少し深く煮詰めて調査してもらいたいなと思っておりました。平成25年に保護基準枠の引き下げになってございます。その辺を適用した1.3倍なのか、それとも適用していない旧のままの1.3倍を適用しているのか。また、収入額を使っている町村もございます。それから、所得額を使っている町村もございます。その辺もはっきり、ただ1.2が何割、1.3が何割という調べ方でなくて、どうせやるならそこまでやってほしいなと思って見ておりました。後志だけを見ますと、今7町村で1.3実施していますけれども、そのうちの3市町村で収入額を適用しております。4町村については1.3倍ですけれども、所得ということ。ただ、深く、まだ平成25年度生活保護費の基準額を使っているかどうかということまでは調査していませんけれども、そういった関係もございますので、今の1.2倍、私どものほうは引き下げ前の額を適用して所得額を適用しているということで、そういった面を考えれば1.3以上のものになっているのかなという気がします。

また、その他の問題についても、例えば修学旅行、今回も行ったわけでございますけれども、バスの運賃、これも今生徒数減ってきて1人当たりの単価、非常に高くなってきていますので、その辺も昨年度から半額補助とか、それから漢検、英検の試験の助成ですとか、そういったもので考えていっていますので、これからもまたそういった子育て支援の関係でも出てくるのかなと思いますので、その辺を考慮しながら進めていきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君）　ちなみに、今答弁があった管内7町村のうち、同じ1.3倍を基準にしてやっているけれども、収入でやっているのが3町村、所得でやっているのが4町村というのがありました。具体的に自治体名を述べていただきたいのと、それから文科省が調査した基準の1.3だとか1.2という調べ方は、収入だとか所得関係なく手当たり次第に聞いたということなのでしょうか。そういう見解であれば、このように報告されている文科省の基準というのは客観性に乏しいと、そういう見解なのでしょうか。

それと、2点目の枠を外れた方たちに対する助成という点では、今のレベルを変えるつもりはないということなのでしょうか。それにしても、就学援助ということですから、小中のことなので、ほかの町村との関連もあるし、我が町の今の現状、実態を把握する上でも一度整理する必要があるのではないかと考えているのですけれども、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○教育長（成田昭彦君）　そういった面で就学援助の基準については全く町村ばらばらです。そういった中もあって、私どもも北海道町村教育委員会連合会という組織あるのですけれども、そちらを通して一定基準を国のほうで設けるようにということで要望を出しております。6月に総会の時点で決定いたしまして、道の教育庁のほうに提出して、多分回答は8月になると思うのですけれども、昨年度の回答を見ますとそういった一定の基準を設けるようにということで国のほうに要望してございます。これをことしも継続してまいるといいますので、この結果が多分8月ころに文書で来るといいますので、そういうことです。

あと、確かに真貝議員おっしゃるように、私も本当に教材費というのは義務教育にあっては無償でやっぱりやるべきものだと思っております。ただ、今うちの財政事情ではそれまでいかない。むしろ国のほうでそういったことをやるのが当然のことだという認識に立ってございます。今の段階でいきますと、それぞれにできる形の中で一応やってきましたけれども、今度8月7日に教育長

部会の夏期研修会あるわけでございますけれども、そういった中で後志としての統一した見解といえますか、どこがどういう形でやっているのか、独自にどういうことをやっているのか、そういったことを部会としてまとめていきたいと思っておりますので、それからの報告にさせていただければと思います。

(何事か言う者あり)

○**教育長（成田昭彦君）** まず、1.3倍で見えていきますと、島牧村が所得の1.3倍です。それから、蘭越も所得の1.3、真狩も所得です。それから、留寿都が収入に対しての1.3、それから共和が所得に対しての1.3、神恵内も所得に対しての1.3、それから小樽が収入の1.3ということになってございます。収入に対しての2です。それから、所得に対してが5ということでございます。そういった中で実施して、受給率といえますか、それを見ますと古平町が一番高い率にあるということには間違いありません。今37%くらいになっていますので。例年やっばり30から37、一番多いときは40ということもございました。ただ、前にも申し述べましたけれども、就学援助というのはあくまでも基準でやるものではなくて、例えばその場、その場で、ケース・バイ・ケースで今回のような会社の破綻ですとか、そういったもので収入が切れる、そういったものには即対応しなければならないということありますので、それは小中の校長を通じて口が酸っぱくなるほどそういったことにクラスの担任も目を向けて、教材費が払えない、そういったことがあったならばすぐに連絡するよということ校長、教頭会を通じて申しております。

○**3番（真貝政昭君）** 先ほどの収入か所得かというやつで、小樽市が収入と言っていましたけれども、所得ですね。ネットでも、ホームページでも紹介しているのは、所得でやっているけれども、わかりやすく収入で示しているというのがありますので、そこら辺はもう少し厳密に把握したいです。

それと、受給率なのでございますけれども、これは高いからといって我が町はすごくやっているのだという自慢できるあれではないのです。収入が、生活実態が、経済力が弱いという裏返しでもありますので、そういう問題ではないと思うのです。ただ、文科省で調査しているいろんな認定基準の主なものというのがありますけれども、教育長は今おっしゃったやつはそういう点で主なものの一つに入ると思われますので、そういう点では広く救済していくという考えは賛同するものです。

次に、特養について伺います。計画が頓挫しているのではないかと心配もしているのですけれども、今まで委員会等で、本会議でも伺っているのですけれども、余市のフルーツシャトー見てもそうですけれども、介護のああいふ施設の経営状況が少ないベッド数ではなかなか運営が困難ということで、増床計画は必ず考えられると思います。それで、先行投資という形になりますけれども、やはり計画をつくる上では一定規模の土地を先行して取得しなければならないというのがあると思うのですけれども、その点どのようになっているのかというのが懸念しております。

それと、来年度に本来は建設というふうになると思うのですけれども、今のところどのようなスケジュールが予定されているのか伺います。

○**町長（本間順司君）** 特養の建設に関しましては、これまでと同じ社会福祉法人と現在も継続協議中でございます。当該社会福祉法人では、建設コスト高騰による経営計画の見直し、それから介

護人材不足に対する人員確保にかかわる再検討、それと法人全体における運営計画の見直しということで現在も、いわゆる再検討をしている最中であるということでございます。交渉中の法人と事業計画が決定しない中で、今時点で用地確保を進めるのはどうかなというふうに考えてございます。今後につきまして、現在平成29年度建設、開設というふうな計画で協議してございますけれども、ことしの8月くらいまでに結論が出なければ、平成29年度建設にはもう間に合わないというふうに考えてございまして、と同時に補助金交付申請にも間に合わないというふうに考えておりまして、それまでに決まらなければ1年繰り延べするかどうか、そういう岐路に立たされるということでございます。

○3番（真貝政昭君） 相手があることなので、こちらではいたし方ない状況なのですが、それにしても実際に動くとなれば土地の確保というのが前提になりますので、今一番古平町は土地が安い時期なのでしょう。買いどきだと思うのです。経済状況がどういふふうになるかよくわかりませんが、明らかに土地は今一番得やすい時期ですから、あずましく先行投資すべきではないかというふうに思っているのですけれども、だめなのでしょうか。

○町長（本間順司君） ある程度見きわめられる時点で進めていきたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 次に、幼児センターについて伺います。

幼児センターの耐震性の問題です。幼児センターは、平成17年の建設でしたね。新地方面の方が大きな地震を経験されているのが平成5年の奥尻沖の地震によって数百人規模で神社等の高台に避難するという、そういうことがありましたけれども、去年の後半でしたけれども、浜町方面ではほとんど地震があったかなかったかくらいの感覚だったのが、本町方面の民家では子供が泣くほどの揺れを感じたということで、幼児センターに伺いましたらやはり避難するかどうか考えたというくらいの揺れが起きたということです。小学校のほうに当時の感覚を聞きましたら、やはり地震があったと感じた人と感じなかった人に先生方の中では分かれたみたいです。私自身も感覚はなかったです。そういうようなあんばいで、この幼児センターの耐震性というのは今後起こり得る地震に対して避難所になっているし、幼児童を預かっているという点からも、この場所が的確なのかどうかという点。それから、当面耐震性の問題で補強すべき物件ではないかというふうに考えています。この中で、通告の中で古平町耐震改修促進計画を扱っておりますけれども、この中では将来起こり得る地震として震度4あるいは5くらいの想定、直下型であれば6弱の想定をしているのです。過去に起きた古平町の震度の歴史を見ますと、古平町役場で震度計で測定している数字ですが、震度2が主流です。奥尻のときも震度2です。ですから、新地方面と役場との震度の感覚でいうと、2段階くらい新地方面は役場に比べて高くなるのではないかと心配しているのです。そうなると、震度4か、あるいは5というふうになりますと、柱などが破壊する可能性がある状況が生まれるのではないかと心配しているのです。それで、今回の質問となったわけですが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） 議員と私の感覚が違っておりますけれども、私はかつて新地方面に住んでおりまして、新地方面の一番弱いところは丸山町の元谷地と言われる軟弱地帯であるというふうに

思っておりまして、現在幼児センターの建っている地区につきましては、そんなに揺れが多いところというふうには理解してございません。

計画書の12ページから14ページによりますと、地震が発生した場合に町内で一番揺れるとされる場所は、古平川の周辺の一部とされてございます。いわゆる耐震改修促進計画の計画書の図面の見方としては、最大の震度が起こる場所を含む字の地域ごとに色づけがされているものでございまして、地点ごとの分布図で見た場合には浜町と丸山町では揺れに大差はないものというふうに想定されてございます。浜町と丸山の地盤強度の違いにおける幼児センターの移転についてということでございますけれども、町内の地盤強度につきましては各地点においてさまざまな地質があるため、先ほども申し上げましたけれども、その強度にも当然差があるのは認識してございますけれども、現在の幼児センターは平成17年に建てられておりまして、建築基準法に基づく耐震基準をクリアしているものであることから耐震性に問題はなく、耐震補強の必要性もないと考えてございます。

以上のことから、現時点で幼児センターの移転については考えていないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 質問を通告するに当たって、副町長ともこの耐震改修促進計画の見方について見解をいただいたのですけれども、それはそれとして拝借したのですけれども、問題は建設に当たって地耐力調査しますよね。それが浜町方面とこの幼児センターのあたりで違いますのは、地耐力がまるっきり違う。N値というのですけれども、幼児センターは表面から約12メートル下まで地耐力がほとんどゼロです。限りなくゼロに近いと。古平中学校、いわゆる古平川沿いの浜町、弱いと言われる部分ですね。ここの地耐力調査は地表から6メートルぐらいまでががちとしたれき層、砂利層です。その下は弱くなりますけれども、幼児センターと同じく一定程度の深さになるとかたい地盤に突き当たるといって、どちらもくい打ちはそこまで到達しているはずなんです。けれども、違いは表面にがちりしたれき層が浜町方面は広がっているのに対して、幼児センターの部分は埋立地なので、泥水の状態の地盤。奥尻のときに新地方面がかなり揺れた。幼児センターに近い、かつての平野電機の居住地では、建物が破壊するのではないかというような揺れがあったそうです。だから、遠くはないのです。近くです。埋め立てなので、深さ10メートルくらいの海を埋め立てたために、結局地耐力がほとんどゼロに近いようなじゃぶじゃぶの地下水位の状況になっていると。そのために、浜町と違って揺れが起きると支える表面のがちりしたれき層がないために、横揺れが比較にならないほど起きると、そういうふうに想定しているのです。それで、同じような震度の状況になれば、歴然とした差が出てくると思うのです。それで心配なので、当面地盤の強化対策か建物の耐震補強工事が必要でないかというふうに判断したのです。それで伺っているのですけれども、この地耐力の実際をどのように見ているかが分かれ目でないかと思うのですが。

○町長（本間順司君） 議員さんは、どこから地耐力の資料を持ってきたのかわかりませんが、我々も一度はそういうものを調べてみたいというふうに思っておりますので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 地耐力は、必ず公共建物を建てる時はボーリング調査して、くいを打ちます。小学校も同じです。くいを打っています。新地方面で特に心配もありまして、見させてもら

ったのです。中学校もやはりどういう地層状態になっているかということで、建設時に地耐力のボーリング調査を見させてもらっているのです。これは、建物を建てる上での基本になりますので、ハウスメーカーが建てる時もやっぱりボーリング調査して、くいを打ちますので、古平町全体の地面の下の状況がそれを見るとわかるようになっていっているのです。町長に検討していただきたいのは、特に埋立地であるという新地方面の全体の実態が私もよくわかりません。たまたま幼児センターが建つことになってボーリング調査をしているので、中の様子がわかったという次第です。

もう一つは、交付金が入っているカネト山田水産の加工場の建設が大分前にありましたでしょう。たしか完了検査は国交省クラスの、開発局クラスの検査が入って建てた建物だというふうに伺っているのですが、ボーリング打ち込む予定が途中で石に当たって工法を変えたというのがあるのですけれども、あそこら辺はそういう面では地盤がしっかりしているところでないかというふうに思っているのです。だから、大島水産に通じる入船通から丸山に向かって深く湾になっていたところを埋め立てたために今のようになんて弱いの、豆腐のような地盤ができ上がっているというふうに判断しているのです。ぜひともその地耐力調査の様子を見ていただいて検討すべきではないかと思えます。

以上で終わります。

○議長（逢見輝統君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時56分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 諸般の報告を行います。

休憩中に議会広報検討特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に堀清君、副委員長に池田範彦君、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま議会広報検討特別委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書を日程に追加することに決定いたし

ました。

◎追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、議会広報検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会広報検討特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第17、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第18、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第20 議員の派遣について

○議長（逢見輝統君） 日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りします。配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これにて本日の会議を閉じます。

平成28年第2回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時01分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員